
呉市次期ごみ処理施設整備運営事業
入札説明書等に関する質問への回答

令和6年11月12日

呉市

1 入札説明書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1章			用語の定義	「不可抗力」にはコロナのような伝染病の流行や第三者によるサイバー攻撃も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ある事象が不可抗力に該当するか否かについては、発生した事象の規模、影響、予見可能性、回避可能性等の状況に応じて、当該事象が不可抗力に該当するかを個別に判断します。
2	2	第1章			用語の定義 No36 不可抗力	ロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナ紛争等については、現時点で既に発生している事象ではあるものの、これらにより受注者及びその下請企業が受ける影響（原材料の不足・供給遅延、物品の供給・輸送又は個人の行動に対する制約等）については、すべてを予見し得るものではありません。従い、当該影響のうち、受注者が事業提案書の提出時点で予見し得なかったものは、不可抗力に該当すると考えてよろしいでしょうか。	No. 1の回答を参照してください。
3	5	第3章	8	(1)	ア 設計・施工業務	事業用地について、別途解体工事が終わった後、本工事期間中に想定外の残置物や土壌汚染等が見つかった場合、工期・費用については別途協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	5	第3章	8	(1)	ア 設計・施工業務 (a)	「本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。」とあり、別紙4リスク分担表の許認可遅延リスクが事業者負担となっておりますが、事業者の責めに帰さない許認可の取得遅延については、その限りではないという理解でよろしいでしょうか。	明らかに事業者の責めに帰さない理由による遅延が発生した場合には、お見込みのとおりです。 遅延のないよう手続きを進めてください。
5	5	第3章	8	(1)	ア 設計・施工業務 (d)	事業用地の引き渡し条件について、ご提示願います。例：杭の残置状況、記録状況、地盤高さ等。	解体工事においては、杭及び環境業務課入口の門を除きすべて撤去のうえ、道路境界と隣地境界をまさ土にて敷ならしとします。杭の残置位置は、すべて測量にて座標を記録します。
6	5	第3章	8	(1)	ア 設計・施工業務 (d)	「杭の引抜き工事は別途実施する旧施設の解体事業者若しくは建設事業者と別途契約を締結する予定である」とありますが、契約締結の予定時期を明示願います。また、貴市が別途実施する杭の引き抜き工事が発注の遅れ等により遅延した場合、本工事の竣工時期について当該遅延期間分を令和12年3月末より延長いただけるものと理解してよろしいでしょうか。事業者として、入札時点で想定している工程から齟齬の発生するリスクを背負った状態での参加資格審査申請はできかねますので、参加資格審査申請よりも前の段階（本質問への回答時点）でお示しいただけますようお願いいたします。	杭の引抜き工事の契約時期は、令和8年6月中旬を予定しています。 また、当該工事は、事業者が提案する杭の引抜き本数、工期設定等の工事計画を基に発注します。 発注者の責により当該工事が遅延した場合には、遅延の状況に応じて、本工事の竣工時期について協議を行うものとします。
7	5	第3章	8	(1)	ア 設計・施工業務 (d)	「事業用地は、杭が施工された土地で有り、杭の引抜き工事は別途実施する旧焼却炉の解体業者もしくは建設事業者と別途契約を締結する予定である。」とありますが、杭引抜き工事の完了予定はいつ頃の予定でしょうか。	杭の引抜き工事の完了時期は、受注者の提案によります。 本施設の竣工が令和11年度末であることを前提に杭の引抜き工事の工期等を提案してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	5	第3章	8	(1)	ア 設計・施工業務（d）	「事業用地は、杭が施工された土地で有り、杭の引抜き工事は別途実施する旧焼却炉の解体業者もしくは建設事業者と別途契約を締結する予定である。」とあります。また、添付資料No11の土壤汚染調査結果より土壤汚染対策工事が必要と思われます。土壤汚染対策工事は呉市旧ごみ処理施設解体撤去工事の所掌と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	6	第1章	3	(2)	本市が行う業務範囲	本市が環境影響評価を実施するとありますが、実施後に提示される対策工事等は別途契約を締結いただけたと考えてよろしいでしょうか。	対策工事等は現時点で想定していませんが、必要な場合は、お見込みのとおりです。
10	6	第3章	8	(1)	イ 運営業務	「運営事業者は、粗大ごみ処理施設に搬入された有害ごみ・危険ごみ（リチウムイオン電池、未処理のスプレー缶等）を、原則、本施設内に適正に貯留・保管した後、呉市資源化施設に運搬する。」「運営事業者は、本施設にやむを得ず持ち込まれた搬入不適物について、原則、本施設内に適正に保管した後、呉市一般廃棄物最終処分場に運搬する。」とありますが、有害ごみ・危険ごみおよび搬入不適物を運搬する際の荷姿に指定がございましたらご教示ください。また、有害ごみ・危険ごみ・搬入不適物の日別・月別の想定発生量をご提示いただけないでしょうか。発生量実績がある場合には、過去3年分程度の日別・月別の発生量の実績をご提示いただけないでしょうか。	現状は、電池類、スプレー缶、カセットボンベ、蛍光灯等は有害・危険ごみ専用の赤いコンテナ（買い物かご）で運搬しています。小型家電については、リチウムイオン電池が圧縮されて発火する危険性があるため別途、ペール缶にて運搬しています。 現状の発生量については追加資料7を参照してください。想定発生量は事業者にて想定してください。
11	6	第3章	8	(1)	イ 運営業務	「ただし、本処分場で埋立てできない搬入不適物は、適正に保管した後、本市に引き渡す。」とありますが、貴市一般廃棄物最終処分場で埋立てすることができない搬入不適物について、具体的な品目をご教示ください。また、最終処分場に埋立てすることができない搬入不適物の日別・月別の想定発生量をご提示いただけないでしょうか。発生量実績がある場合には、過去3年分程度の日別・月別の発生量の実績をご提示いただけないでしょうか。	具体的な品目として、バッテリー、炭酸ガスシリンダー、LPガスなどのガスボンベ、消火器、ペンキ類、薬品・農薬等劇薬等になります。発生量実績は提示できるものがあります。なお、想定発生量は事業者にて想定してください。
12	6	第3章	8	(1)	イ 運営業務（h）	「運営事業者は、本施設に搬入され、選別された資源物（金属類、有価物等）を、原則、本施設内に適正に貯留・保管した後、本市に引き渡す。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。」とあります。焼却施設で発生した資源物も含めて貴市に引き渡すものと考えてよろしいでしょうか。	事業者提案により選別した資源物の扱いは提案内容に応じて協議を行います。
13	6	第3章	8	(1)	イ 運営業務（i）	「搬入不適物は呉市一般廃棄物最終処分場へ、」とありますが、搬入不適物の最終処分場への運搬については、貴市所掌という理解でよろしいでしょうか。	呉市一般廃棄物最終処分場において埋立てが可能な搬入不適物は、運営事業者において当該最終処分場に運搬してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
14	6	第3章	8	(1)	イ 運営業務 (i)	「運営事業者は、本施設にやむを得ず持ち込まれた搬入不適物について、原則、本施設内に適正に保管した後、呉市一般廃棄物最終処分場に運搬する。」とあります。発生量の多い焼却灰、飛灰等の処分場への運搬が貴市範囲であり、定常的に1日あたり複数回の運搬が発生すると想定される中で、発生量の少ない搬入不適物についても、処分場運搬は貴市範囲とされた方が合理的と思料しますが、搬入不適物のみ事業者範囲とされる理由をご教示いただきたくお願いいたします。また、最終処分場への運搬が運営事業者の範囲となっていますが、市とSPC、運搬業者による3者契約は可能との理解でよろしいでしょうか。	前段については、現施設と同様の運搬方法としています。後段については、運搬業務はSPCが行うものとし、三者契約は締結しません。
15	7	第3章	8	(2)	キ 住民への対応	住民への対応に関し「周辺住民からの意見や苦情について、建設事業者と連携して適切に対応する。」とありますが、事象に関して本市に報告し、対応は本市に対応いただき、指示の基、対処する。又、本市が必要と想定された場合は周辺住民への協議に同席し、本市の補助を行うとの理解でよろしいでしょうか。	周辺住民からの意見や苦情があった場合、本市は、建設事業者からの報告を受け、状況に応じて適切な対応を行います。建設事業者は、本市からの指示に従い、必要な資料作成、協議等への同席、その他本市への支援をしてください。
16	10	第4章	2	-	入札参加者の構成企業の要件	本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件、本施設の運営を行う者の要件の全てにおいて求められる実績は、全て国内の地方公共団体の実績という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	10	第4章	2	(1)	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件	「本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。」とありますが、監理技術者資格者証を有する者の専任配置期間は、国交省発行（令和4年1月）の「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」の「元請が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえば契約工期中であっても請負契約の締結後、現地施工に着手するまでの期間は要しない」との記載より、本工事の準備工事開始以降と考えて宜しいでしょうか。また、同監理技術者制度運用マニュアル記載の工程上一定の区切りと認められる時点での監理技術者の途中交代が認められているように、設計製作期間と工事期間での監理技術者の途中交代をお認めいただけないでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。監理技術者は、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等に基づき適切に配置してください。後段については、監理技術者は、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等の考え方に基づき、市が合意した場合に認めます。
18	10	第4章	2	(1)	建築物の設計・施工を行う者の要件	「本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たすこと」とありますが、設計と施工を分担して複数の者が行う場合、そのうち要件を満たした1者が申請手続きを行えばよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
19	10	第4章	2	(2)	本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件	「本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。」とありますが、監理技術者資格者証を有する者の専任配置期間は、国交省発行（令和4年1月）の「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」の「元請が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても請負契約の締結後、現地施工に着手するまでの期間は要しない」との記載より、プラント設備工事開始より配置することと考えて宜しいでしょうか。 また、同監理技術者制度運用マニュアル記載の工程上一定の区切りと認められる時点での監理技術者の途中交代が認められているように、設計製作期間と工事期間での監理技術者の途中交代をお認めいただけないでしょうか。	No. 17の回答を参照してください。
20	10	第4章	2	(2)	本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件	「焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。」とありますが、入札参加資格申請から現地着工まで相当な期間があり、入札参加資格申請時に配置する技術者を特定することは困難なため、参加資格審査書類には記載要件の技術者を複数名記載できるものと考えてよろしいでしょうか。	監理技術者資格者証を有する者については、複数名の提出を認めます。
21	10	第4章	2	(2)	本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件	焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者と粗大ごみ処理施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を同一とさせていただいてもよろしいでしょうか。	焼却施設と粗大ごみ処理施設のプラント設備の建設工事に配置する監理技術者を同一とすることを認めます。
22	11	第4章	2	(2)	イ 粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件（b）	焼却施設とリサイクル施設の設計・施工を行う者が同じ企業であり、施設を一体的に施工する場合、焼却施設で配置する監理技術者との兼務をお認めいただけないでしょうか。	No. 21の回答を参照してください。
23	10	第4章	2	(2)	(2) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件	「ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模100 t 日以上かつ複数炉構成とする。）」の実績要件がありますが、ストーカ方式とは、貴市へご提案するストーカ方式と同型という理解で宜しいでしょうか。	ストーカ方式であれば可とします。
24	11	第4章	2	(3)	本施設の運営を行う者の要件	「ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模100 t 日以上かつ複数炉構成とする。）」の運転管理業務実績及び現場総括責任者経験の記載がありますが、ストーカ方式とは、貴市へご提案するストーカ方式と同型という理解で宜しいでしょうか。	ストーカ方式であれば可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
25	10	第4章	2	(1) (2) (3)	建築物、焼却施設のプラント設備、粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件	「建設工事に必要な監理技術者資格証を有する者を専任で配置できること。」とありますが専任時期については「監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について」（国交省課長通知）に示されているように、工種毎の工事着手迄の設計期間を除くとの理解でよろしいでしょうか。	No. 17の回答を参照してください。
26	11	第4章	3	(2)	構成企業のその他の要件	技術提案書「様式第16号-3-2エネルギーの利用計画」にて、電力の地産地消への取り組みを提案する企業が構成企業として参加する場合、構成企業の要件である「本事業における各構成企業の役割に応じた本市の最新の入札参加資格者名簿に登録されていること。」において、登録が必要となる業種をご教示願います。	電力の地産地消への取組を提案する企業の業種は様々であるため、参加資格審査申請時点においては、本市の入札参加資格者名簿に登録していることは求めません。しかし、電力の地産地消への取組を提案する企業を構成企業として参加させる場合には、当該企業が地方公共団体との間で電力の地産地消に関連する業務を実施した実績を求めます。なお、当該実績の有無は、地方公共団体との協定書、契約書等で確認しますので、参加資格審査申請時に添付資料として提出してください。
27	13	第4章	4	(1)	参加資格の確認	「参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする」とございますが、各種証明書によっては1年に1回交付されるものがございます。その場合については最新の証明書を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	13	第4章	4	(1)	参加資格の確認	「参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする」とございますが、期限の記載のないものについては直近のものを添付するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	14	第4章	6	(2)	運営事業者の設立に関する要件	「運営事業者の本店所在地は、本施設内に設置することを認める。」とありますが、施設内での設置は設立時から可能と理解して宜しいでしょうか。	運営事業者の設立時から、本店所在地を本施設内とすることを認めます。
30	18	第6章	1	(5)	入札説明書等に関する質問回答の公表	質問回答書における貴市の回答において、入札説明書等の記載内容を変更することとなった場合、変更後の入札説明書等は入札期間中に公開していただけるのでしょうか。公開いただける場合、おおよその公開予定日も合わせてご教示下さい。	入札説明書等に変更が生じた場合においては、質問回答書による変更を正とし、変更後の入札説明書等は公開しません。
31	18	第6章	1	(6)	参加資格審査申請書類の提出	正本1部、副本1部とありますが、正本は印鑑などを押印した原本を提出し、副本は正本の複写（コピー）を提出との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
32	23	第6章	2	(10)	イ	質問により入札説明書等の記載内容が変更になる場合、入札説明書等は修正されるでしょうか。修正されない場合、「本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有する」とありますが、優先順位はどのようなになるでしょうか。	基本契約書、建設工事請負契約書及び運營業務委託契約書、質問回答書、要求水準書、入札説明書、提案書の順にその解釈が優先するものとします。詳細は、基本契約書（案）第4条、建設工事請負契約書（案）第1条第4項、運營業務委託契約書（案）第1条を参照してください。
33	24	第7章	1	-	参加資格申請書類	参加資格申請書類2部（正本1部、副本1部）を提出とございますが、原本が必要な書類（押印が必要な書類）については正本のみとし、副本については写しをご提出することによってよろしいでしょうか。	No. 31の回答を参照してください。
34	24	第7章	1	-	参加資格審査申請書類	提出に関しては、ファイル表紙及び背表紙に事業名及びグループ名を記載の上、正本及び副本が分かるように明示し、任意のファイル等での綴じ込みで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	24	第7章	3		入札提案書類	「提案書及び設計図書の内容データを記録したCD-Rを2部提出すること」とご指示があります。こちらは「正本データで1部・副本データで1部」もしくは「正本・副本データ両方を入れたものを2部」どちらを指しておりますでしょうか。また、記録媒体については容量によりDVD-Rとしてもよろしいでしょうか。	電子データは、「正本・副本データ両方を入れたものを2部」提出してください。 なお、記録媒体は、DVD-Rとすることでも構いません。
36	24	第7章	3	-	入札提案書類	提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データ（CD-R）を2部提出することになっておりますが、CD-Rに格納する提案書（技術提案書、施設設計図書、添付資料の電子データは以下のうち、どれになりますでしょうか。 1. 正本版の電子データのみを2部 2. 副本版の電子データのみを2部 3. 正本版、副本版の電子データいずれも2部 4. 正本版1部、副本版1部	No. 35の回答を参照してください。
37	24	第7章	3	-	施設設計図書	要求水準書に対する設計仕様書は、任意様式により提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書に対する設計仕様書は、提案書とあわせて提出してください。
38	26	第7章	3	(3)	(C)図面 ⑥フローシート	施設計画の進捗により変更の可能性があるため、（i）焼却施設関連、（ii）粗大ごみ施設関連共に建築設備のフローシートを実施設計図時にご提出することとさせていただけないでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
39	26	第7章	3	(3)	イ 施設計画図書(c)⑥	⑥フローシートに「建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）」の記載がございますが、建築設備については、⑨建築仕上げ表（内装仕上げ）に建築設備の記載欄を設けて、該当箇所には○印を記載する方法で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
40	26	第7章	3	(3)	イ 施設計画図書(c)	⑧建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）の記載がありますが、「建築一般図の各階平面図、断面図」については、③各階機器配置図および④ 機器配置断面図（縦断、横断図）を兼用する方法で宜しいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
41	26	第7章	3	(3)	イ 施設計画図書(c)⑫	⑫パース（鳥瞰図、アイレベル、各 2 枚）の記載がありますが、鳥瞰図1枚・アイレベル1枚の計2枚の認識で宜しいでしょうか。	鳥瞰図2枚、アイレベル2枚（計4枚）を作成してください。
42	26	第7章	3	(3)	ウ 添付資料	「～、要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営含む）、～がある場合には、添付資料にて取りまとめること。」とありますが、体裁等は要求水準に示す性能・機能を確認できることを前提に、事業者側で決定してもよろしいでしょうか。	添付資料の様式は問いません。
43	27	第8章	4	(1)	提案書	A4判・A3版とも片面印刷という認識でよいでしょうか。	A4判は両面印刷、A3判は片面印刷としてください。
44	27	第8章	4	(1)	技術提案書	技術提案書の様式の中にA3判指定の箇所がありますが（例：様式第16号-2-2）、様式がA4のものしかございません。A3判の様式をご提示いただけないでしょうか。	入札参加者において、A4判の様式を利用して、A3判を作成してください。
45	28	第8章	4	(2)	提案書	施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/ ●～●/●）をふりとありますが、A3判の場合には、織り込んだ際に中央付近に通し番号がくるような配置としてよろしいでしょうか。	A3判の場合は、Z折りで綴じ込むものとし、綴じた状態で通し番号が確認できるよう、右下に通し番号を配置してください。
46	28	第8章	4	(3)	提案書	技術提案書と添付資料を合冊とする場合、下中央のページ番号は、技術提案書で通し番号、添付資料で通し番号として問題ないでしょうか。	技術提案書と添付資料はそれぞれ分けて通し番号を付してください。
47	29	第8章	6	(2)	ア	貴市にて加入予定の「ア」に記載の保険について、事業者にて付保する保険との重複契約を防ぐため、補填内容（付保対象、付保期間等）をご教示願います。	建物総合損害共済及び廃棄物プラント保険については、ご承知のとおりの内容です。 企業財産包括保険は、付保期間1年ごとに毎年更新しており、付保対象は、①火災（建物総合損害共済で適用されなかった部分の上乗せ補償）・②落雷・③破裂・爆発・④風災・⑤雹災・⑥雪災・⑦水災となっています。 次期ごみ処理施設においても、同様の保険に継続して加入することを想定しています。 なお、当該保険の内容は追加資料11を参照してください。
48	29	第8章	6	(3)	要求水準書範囲外の提案について	「…。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。」とありますが、入札説明書等に関する質問及び対面的対話における入札参加者のノウハウに係る質問は、入札参加者から質問を行う時点でその旨を示しておき、個別回答だけでなく質問自体も非公開にさせていただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札参加者のノウハウに関する質問は、対面的対話時に提出してください。 個別回答希望の質問方法及び非公開の扱いについてはお見込みのとおりですが、個別回答とするかどうかは、入札参加者に別途通知する対面的対話実施要領に示す基準に基づき市が判断します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
49	30	第8章	6	(6)	イ 雇用等への配慮	『工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、本市内に営業所を有する業者を優先し活用するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。』とありますが、貴市内に営業所を有する企業を活用した場合においても、非価格要素の加算対象となると理解してよろしいでしょうか。	落札者決定基準に基づき評価します。
50	35	別紙2	2	(2)	ア 焼却施設の運営業務委託料の算定方法	「処理手数料にかかるキャッシュレス決済にかかる手数料は入札価格に含めないこと。なお手数料の支払については、市と落札者で別途協議するものとする。」とあります。キャッシュレス決済は、クレジットカード・電子マネー・交通系のデポジットなど様々あり、会社によっても手数料が異なります。手数料と本体価格の仕分けが非常に困難であり、かつ事業者で予測できないため、キャッシュレス決済に係る手数料の負担は貴市の所掌としていただけないでしょうか。	キャッシュレス決済に係る手数料の負担については、市と落札者で別途協議を行います。また、入札説明書の記載は原文のとおりとし、入札価格にはキャッシュレス決済に係る手数料を含めないものとします。
51	35	別紙2	2	(2)	ア 焼却施設の運営業務委託料の算定方法 区分/運搬業務委託料B(運搬費)	運搬費の対価の算定方法に関して、運搬回数は事業者の想定する回数と記載されておりますが、実際の対価は、実績回数に基づいて支払われるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	37	別紙2	3	(2)	ア 焼却施設の運営業務委託料の支払い方法 (d)	「ただし、当該補修費の事業期間中の総額は、物価変動等による改定の場合を除き、変更しない。」とありますが、本運営業務委託契約第33条や第35条などの規定により、貴市にご負担いただけることとなった補修費分は、当該総額に含めないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	38	別紙2	4	(1)	設計・施工業務に係る対価の改定	「スライド条項の適用に関し、契約金額の基準となる時点は、入札提案書類提出日とする」とありますが、プラント設備の設計・施工を行う企業と土木建築の施工を行う企業が共同企業体を結成し工事にあたる場合、土木建築の工事部分とプラント工事部分は、それぞれ別々にスライド条項の適用に係る協議ができるものとの理解でよろしいでしょうか。本工事は、約4年6ヶ月の工事期間を予定している長期工事となります。長期工事に伴い、建築工事とプラント設備工事それぞれの工事により賃金水準又は物価水準の変動幅が異なる可能性があります。物価変動による請負代金額の見直しは、建築工事費とプラント設備工事費の2区分に分けて、指標を設定し、請負代金額の見直しを協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。昨今、建設資材や労務費等の高騰が著しく、土木建築工事部分とプラント工事部分はそれぞれがスライド協議可能なよう配慮願います。	スライド協議は、建設事業者である共同企業体と行います。請負代金額の見直しは、建設工事請負契約書第26条の適用条文及び見直しが必要な費目・材料等に応じてそれぞれ適切な指標を建設事業者が提案し、その内容について協議を行います。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
54	38	別紙2	4		物価変動による改定	事業期間の対価の見直し時に使用する物価指数は、政府の各種統計、日本銀行等の公表する価格指数、その他社会的に相当程度信頼されている資料等から、貴市と協議して決定するものと考えてよろしいでしょうか。 なお、上記で挙げた物価指数等の例は「公共工事標準請負約款の解説(建設業法研究会編書 大成出版社出版)」より引用しており、公共工事標準請負約款ベースの本契約において妥当なものと考えています。	設計・施工業務に係る対価の見直しについては、お見込みのとおりです。
55	39	別紙2	4	(2)	イ 改定の条件	「次の(3)アに示す改定割合に・・・」は、「次の(2)ウに示す改定割合に・・・」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「次の(3)アに示す改定割合に・・・」は、「次の(2)ウに示す改定割合に・・・」と読み替えてください。
56	39	別紙2	4	(2)	イ 改定の条件	改定の条件は、改定割合に±0.0151を超える増減があった場合に行うと定義されており、「改定割合の小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点第4位未満を切り捨てるものとする」と記載がありますが、改定割合が±0.01519であった場合は小数点第5位の9は切り捨てることとなる為、改定は行わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	39	別紙2	4	(2)	ウ 改定の計算方法	①改定割合 (I_{t-1}/I_b) が±0.0151を超える増減があった場合の算定式は、 $P_t = P \times I_{t-1}/I_7$ ではなく、 $P_t = P \times I_{t-1}/I_b$ との理解でよろしいでしょうか。 また、算定式におけるPは「提案による t 年度の運営委託料」ではなく、「前回改定後の t 年度の運営業務委託料」との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。
58	39	別紙2	4	(2)	ウ 改定の計算方法	②改定割合 (I_{t-1}/I_b) が±0.0151の範囲内の場合の算定式は、 $P_t = P \times I_b/I_7$ ではなく、 $P_t = P$ (改定は行わない) との理解でよろしいでしょうか。 また、算定式におけるPは「提案による t 年度の運営委託料」ではなく、「前回改定後の t 年度の運営業務委託料」との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。
59	39	別紙2	4	(2)	ウ 改定の計算方法	注1) 「(1)物価変動等の指標」は「(2)ア運営業務委託料の改定指標」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「注1) (1)物価変動等の指標」は、「(2)ア運営業務委託料の改定指標」と読み替えてください。
60	39	別紙2	4	(2)	ウ 改定の計算方法	I_{t-1} 、 I_7 、 I_b におけるそれぞれの物価指標は「暦年平均値」とする旨、定義されていますが、暦年は1月から12月と解釈できます。一方で(2)イ改定の条件には、運営委託料は毎年8月に公表されている「最新の指標(直近12ヶ月の平均値)」に基づき改定を行うと記載されております。 どちらの指標を正と考えればよろしいでしょうか。	「8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)」を正とします。 別紙2 4 (2)ウの凡例中「 I_{t-1} : t-1 年の物価指標の暦年平均値」は、「 I_t : t 年8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)」、「 I_7 : 令和7 年の物価指標の暦年平均値」は、「 I_7 : 令和7 年2月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)」、「 I_b : 前回改定年度の前年の物価指標の暦年平均値」は「 I_b : 前回改定年度の前年の8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)」に読み替えてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
61	40	別紙2	4	ウ (b)	消費税及び地方消費税の改正による改定	本記載には運営期間中のみ記載されていますが、設計・施工業務期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合についても本記載を適用いただけないでしょうか。	設計・施工期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合は、法改正の内容及び経過措置等の国の通知類に基づき対応します。
62	42	別紙4	—	—	近隣対応リスク	リスクの内容について、「本施設の設置そのものに対する市民反対運動等」と記載がありますが、運営開始後についても市民の皆様への対応が必要となる事例が発生することが考えられます。そのため、本リスクの内容を「 <u>本事業の実施</u> そのものに対する市民反対運動等」と変更いただけないでしょうか。 また、運営開始後の市民の皆様からの電話対応等については、貴市に実施していただけると考えてよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。 また、運営事業者の電話番号に対して市民からの電話があった場合には、運営事業者が対応してください。
63	43	別紙4			リスク分担表 運営段階／売電 収入変動リスク	事業者の事由による売電収入の変動は、事業所のリスク分担となっているため、事業者の努力により想定以上の売電収入があった場合は、インセンティブがあると理解してよろしいでしょうか。	売電収入に係るインセンティブは設定していません。
64	44	別紙5	—	—	制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方	再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料費調整制度による電気料金の変更は表中のNo.1「制度の変更」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料費調整制度による電気料金の変更は、制度変更には該当しません。
65	48	別紙6	3	(1)	提案売電電力量の未達成の場合の措置	「年間実売電量が年間提案売電量を下回った場合、下回った分の売電収入分を減額とする。」とありますが、当該未達成の発生が事業者の責によらないなどペナルティを課すべきではないと貴市がお認めになった場合には、減額は課されないかと理解してよろしいでしょうか。事業者の責によらない場合は、例えば、ごみ搬入量が計画量に大きく満たなかった場合や、不可抗力により施設が長期間稼働停止していた場合等を想定しております。	実売電量が提案売電量を10%以上下回った場合において、運営事業者がその要因や理由を市に提示し、市が、当該未達成の発生が事業者の責によらないと判断した場合は、お見込みのとおりです。
66	48	別紙6	3	(1)	提案売電電力量の未達成の場合の措置	売電電力量は売電原単位(kWh/ごみt)×ごみ量(ごみt)で算出されます。そのため、施設性能を十分に発揮し、様式第16号-3-1(別紙2)でご提案する売電電力原単位を超過しているにもかかわらず、ごみ量が低下することにより、提案売電電力量が未達成になる場合が考えられます。そのため、未達成有無の評価は、売電電力量ではなく売電原単位をもとに評価していただくようお願い致します。	原文のとおりとします。 なお、当該未達成が事業者の責によらないと市が判断した場合は、減額を行いません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
67	48	別紙6	3	(2)	ア 設計・施工期間	「設計・施工期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし」とありますが、減額措置のご評価は、各年度でなく設計・施工期間終了後の貢献金額の総額と提案金額の差との理解で宜しいでしょうか。 また貢献金額未達成時における算定式がありますが、提案金額とは各地元企業ごとの金額ではなく、提案する合計金額に対して未達成分が減額対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	前段及び後段について、お見込みのとおりです。
68	49	別紙6	3	(2)	イ 運営期間	下請けとなる地元企業の倒産など、やむを得ない事由により運営期間中における地域経済への貢献金額が提案金額を下回った場合、「未達成の発生が運営事業者の責によらない」と認定して頂けると理解してよろしいでしょうか。	やむを得ない事由に該当するかについては、市が事業者と協議の上、判断します。
69	48	別紙6	3	(2)	イ 運営期間	「運営期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし」とありますが、減額措置のご評価は、各年度でなく運営期間終了後の貢献金額の総額と提案金額の差との理解で宜しいでしょうか。 また貢献金額未達成時における算定式がありますが、提案金額とは各地元企業ごとの金額ではなく、提案する合計金額に対して未達成分が減額対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	前段及び後段について、お見込みのとおりです。
70	49	別紙6	4		運營業務に係る追加費用の負担	「運営事業者の責めに帰する事由（施設の運転停止、処理能力の低下等）」とありますが、例示されている施設の運転停止、処理能力の低下の原因は、運営事業者の責めに帰する事由に限られる訳ではなく、不可抗力事由や災害発生時の臨機の対応として発生することもケースとして想定されます。こうしたケースについては、本運營業務委託契約第33条や第35条などの他の規定が適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	本項目は、運営事業者の責めに帰する事由による追加費用の負担について規定していますが、その他の事由については、運營業務委託契約書等に基づき対応します。
71	全般	全般				貴市の各部署に、貴市でのご指導内容等の確認のため、訪問させてことはご許可いただけますでしょうか。御許可いただくにあたってのルール等ございましたらご教示いただきたくお願いいたします。	提案書作成にあたり、各部署への確認が必要な場合には、その内容を第2回質問又は対面的対話で質問してください。 なお、ユーティリティ計画等において必要な場合については、要求水準書に対する質問への回答No. 60を参照してください。

2 要求水準書に対する質問への回答

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
1	2	(1)焼却施設 (2)粗大ごみ処理施設	「焼却施設は、本市、江田島市及び今治市(関前地区)から排出される可燃ごみ及び粗大ごみ処理施設等で発生する処理残渣を受入れ処理するものである。」「粗大ごみ処理施設は、本市及び今治市(関前地区)から排出される粗大ごみ及び不燃ごみを受入れ処理するものである。」とあります。上記のように、本施設には貴市以外の廃棄物の搬入も含まれますが、直接搬入ごみについても貴市以外の他地区からの持込があると考えてよろしいでしょうか。 その場合、直接搬入ごみの料金の算出方法は貴市と同様と考えてよろしいでしょうか。	江田島市からの直接搬入はありませんが、今治市(関前地区)からの直接搬入はあります。なお、直接搬入ごみの料金の算出に関してはお見込みのとおりです。
2	4	(1)受付管理業務	「料金徴収代行」とありますが、貴市のHPを確認したところ、持ち込み手数量は160円/10kgとあります。次期ごみ処理施設整備運営事業においても持ち込み手数量は160円/10kgで、可燃ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみの区分はなしとの理解でよろしいでしょうか。	現行条例においてはお見込みのとおりですが、今後、当該条例が改正される可能性はあるため、次期ごみ処理施設整備運営事業において、手数料及び区分が現状どおりとは限りません。
3	4	(2)運転管理業務	本施設を関係法令、公害防止条件等を満たすよう適正に施設を運転する。本施設に搬入不適物が搬入されないよう、搬入者に対して適切な誘導、指導を行うと記載されていますが、原則、指導は受託者が行い、必要に応じて、貴市のご協力も頂けると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	4	(5)熱利用管理業務	電気の供給先である、環境施設課は、現クリーンセンターくれの管理棟という認識で正しいでしょうか。また、各所への電力供給は、新施設から自営線を事業者で設置し、供給を行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	4	(5)熱利用管理業務	「なお、電気・温水を供給する周辺公共施設(電気：環境施設課、環境業務課及び東部処理場、温水：環境業務課は必須)」とありますが、温水供給工事について、以下①～②についてご教示いただけないでしょうか。 ①配管工事を行うために必要な図面類のご提供をお願いいたします。 例：既存施設の配管ルート図および接続先の機器図面等。 ②温水配管については、埋設での温水配管敷設後の外構復旧を計画するために、工事用地から取合点の間の外構図をご提示いただけますでしょうか。	①クリーンセンターくれから環境業務課への温水供給ルート等については追加資料1を参照してください。なお、接続に必要な費用については各入札参加者で想定し、事業費に見込んでください。 ②外構図はないため追加資料2を参考にしてください。なお、一部現況と異なる部分があるため事業者にて適切に判断してください。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
6	4	(5) 熱利用管理業務	「なお、電気・温水を供給する周辺公共施設（電気：環境施設課、環境業務課及び東部処理場、温水：環境業務課は必須）」とありますが、電気工事について、以下①～⑨についてご教示いただけないでしょうか。 ①取合い場所の位置 ②工事所掌区分 ③電源電圧仕様 ④自営線での配線布設方法に関する埋設・架空の指定有無（公道横断部等） ⑤給電用配線以外の光・制御信号配線等の要否並びにその配線仕様 ⑥周辺公共施設も含めたごみ処理施設の契約電力量に対する料金清算有無 ⑦買電時における周辺公共施設へ電力供給を行った場合の電力量料金清算有無 ⑧周辺公共施設へ送電する配電盤に設置する電力量計の検定有無 ⑨自営線電力供給に起因する周辺公共施設側設備の改造所掌	①No. 7の回答を参照してください。 ②全て事業者にて行ってください。 ③No. 7の回答を参照してください。 ④施工方法については実施設計時の協議とします。 ⑤本庁LAN、制御回路、電話設備、放送設備、自動火災報知設備、接地等に係る配線が考えられます。 ⑥料金精算はありません。 ⑦料金精算はありません。 ⑧電力量計の計量値によって料金の取引が発生する場合は検定付計器を使用してください。 ⑨全て事業者にて行ってください。
7	4	(5) 熱利用管理業務	電気・温水を供給する周辺施設（電気：環境施設課及び東部処理場、温水：環境業務課）の記載がありますが、電気供給にあたり電源種（電圧、相、容量）及び取合い点をご提示ください。	環境業務課 動力：低圧 3相3線式200V 照明：低圧 単相3線式200／100V 管理棟 動力：低圧 3相3線式200V 照明：低圧 単相3線式200／100V 東部処理場：高圧 3相3線式6600V ※取合い点について追加資料1を提示しますが、詳細については事業者にて現況を確認してください。
8	4	(6) 搬出管理業務	「有害ごみ・危険ごみ・・・呉市資源化施設に運搬すること、選別された資源物・・・呉市一般廃棄物最終処分場に運搬する」とありますが、現状の搬出車両仕様、搬出頻度等をご教示願います。	現状は3 t 車で運搬しています。 搬出頻度については詳細な記録がありません。搬出量は、入札説明書に対する質問への回答No. 10を参照してください。
9	4	(6) 搬出管理業務	焼却灰、飛灰等の場内での積み込みは、月曜日から金曜日の週5日、8時30分～16時30分でしょうか。土曜日あるいは日曜日の積み込みも可能でしょうか。	現状は、スラグ・不適物・固化物の搬出は月曜日から土曜日の週6日（呉市一般廃棄物最終処分場の稼働日・時間による）となります。詳細については、最終処分場の事業者との協議とします。
10	4	(6) 搬出管理業務	「本施設にやむを得ず持ち込まれた搬入不適物について、原則、本施設内に適正に保管した後、呉市一般廃棄物最終処分場に運搬する。」とあります。発生量の多い焼却灰、飛灰等の処分場への運搬が貴市範囲であり、定常的に1日あたり複数回の運搬が発生すると想定される中で、発生量の少ない搬入不適物についても、処分場運搬は貴市範囲とされた方が合理的と思料しますが、搬入不適物のみ事業者範囲とされる理由をご教示いただきたくお願いいたします。	現施設と同様の運搬方法としています。
11	5	(6) 搬出管理業務	原則、本施設内に適正に貯留・保管した後、呉市資源化施設に運搬すること。また、本施設に搬入され、選別された資源物（金属類、有価物等）は、原則、本施設内に適正に貯留・保管した後、本市に引き渡すこと。なお、回収した資源物（金属類、有価物等）の売却益は本市に帰属すると記載されていますが、有価物とは何を指すのか。また、搬入形態をご教授下さい。	アルミ、スチール、スクラップ、その他事業者の提案により回収する資源物を想定しています。搬入形態については、事業者にて提案してください。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
12	5	(6)搬出管理業務	「本施設にやむを得ず持ち込まれた搬入不適物について、原則、本施設内に適正に保管した後、呉市一般廃棄物最終処分場に運搬する」とありますが、廃掃法に基づき、SPCからの再委託はできず、SPC人員又はSPCへの出向者が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、廃棄物処理法に抵触しないよう留意して運搬してください。
13	6	業務実施状況のモニタリング	呉市殿が工事監理者を定める（委託する場合を含む）とありますが、P. 27では工事監理者を配置することとあります。どのように解釈すればよろしいですか。	事業者にて工事監理者を配置ください。
14	6	(3)業務実施状況のモニタリング	「本市は、建築基準法第5条の6第4項の規定に基づき工事監理者を定める（委託する場合を含む。）。工事監理者は、建築士法第 18 条の規定に基づき、本施設が実施設計等に適合するよう工事監理を行う。」とありますが、P27. 第2部第1章第1節1. 6建築工事及び建築設備工事の設計業務において、「(3) 建築基準法第 5 条の 6第 4 項の規定に基づき工事監理者を配置すること。工事監理者は、建築士法第 18条の規定に基づき、本施設が実施設計等に適合するよう工事監理を行うこと。」とも記載されています。建築基準法に基づく工事監理者は第三者的立場で、貴市（または貴市より別途委託される）が行うものとの認識でよろしいでしょうか。	No. 13の回答を参照してください。
15	7	事業用地	事業用地にある旧工場を別途業者にて解体し、引き渡されることと思いますが、解体工事の発注条件をご提示いただけますでしょうか。または、工程及びどのような状態でお渡しいただけるがご教示ください。 （植栽、舗装、建物撤去後の地盤状態、平均路盤高さ、既設ピットの山留壁、杭の残置状況、記録状況他）	解体工事では杭及び環境業務課入口の門を除きすべて撤去します。解体後は道路境界と民地境界をまさ土にて敷ならしとします。杭の残置位置はすべて測量にて座標を記録します。
16	7	2) 事業用地面積	「事業用地面積：約1. 53ha」の記載がありますが、建設予定地のCADデータ並びにその地盤高さが分かるデータをご提供願います。	添付資料8に記載している座標を元に各入札参加者にてCADデータを作成してください。なお、地盤高さは添付資料8内のポイント下に記載しているH=〇〇〇〇が該当し、TP表記と同義と解釈してください。
17	7		「なお、事業用地は杭が施工された土地であり、杭の引き抜き工事は別途実施する旧焼却施設の解体事業者もしくは建設事業者と別途契約を締結する予定である。」とありますが、現在想定している杭の引抜き工事着工可能日を提示願います。	各入札参加者が提案する杭本数の引抜き工事の契約金額により着工可能日が異なることが想定されますが、現時点では令和8年6月中旬を想定しています。
18	7	事業用地の現況	敷地現況図のデータ（pdf・CAD）をご提示いただけますでしょうか。	現況測量図はありません。添付資料8の敷地測量図を参考にしてください。
19	7	事業用地の状況	「杭の引き抜き工事は別途実施する」とありますが、杭以外の建築物、地下埋設物、外構施設（舗装、植栽、囲障）は全て本工事着手前に撤去されるという理解でよろしいでしょうか。	No. 15の回答を参照してください。
20	7	地形・地質	貴市より貸与する「地質調査報告書」の情報により杭基礎設計および土工事計画等を行います。が、「地質調査報告書」の情報では予期できない埋設廃棄物等が確認された際は、費用負担及び工期について、別途ご協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	7	地形・地質	昭和 53 年に行った地質調査報告書、令和 2 年度に行った近接地工事での地質調査報告書の提示は可能とありますが、要求水準書添付書類以外の図書を提示いただける理解で宜しいでしょうか。	S52年不燃物処理施設建設地地質調査報告書を追加資料3として提示します。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
22	7	地理的条件（立地条件）	日影規制について記載がありません。地方公共団体の条例で指定されている場合もありますが、指定なしとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	9	6)	「災害発生時に、薬品や水等の供給がない場合でも、7日以上自立運転（2炉、基準ごみ）が可能な施設とすること。」とありますが、対象は焼却施設との理解でよろしいでしょうか。	焼却施設及び粗大ごみ処理施設が対象となります。
24	9	11)	施設設計に反映すべき事象があるか確認するため、どのような取り組み要請を想定されているかご教示いただけますでしょうか	第3次呉市環境基本計画を参照してください。
25	9	一般事項 15)	「15）本施設の運営期間（20 年間）終了後、市のエリア（行政用事務室等）については、継続使用する可能性があるため、これらのエリアを継続使用する上でのユーティリティの確保に配慮すること。」とありますが、運営期間終了後にごみ処理を継続する間は市のエリアへのユーティリティ供給を継続するものと理解してよろしいでしょうか。	仮に20年間で本施設でのごみ処理を終了した場合でも、行政用事務室は継続して使用したいと考えています。行政用事務室のみ継続使用する場合でも、継続してユーティリティの確保が可能なように配慮することを求めています。
26	10	1) (2)計画ごみ量	計画ごみ量66,640t/年とありますが、本見積にあたっては災害廃棄物5,990t/年分を除いた60,650t/年で、各種様式の値を試算するという認識でよろしいでしょうか。	災害廃棄物量を含めて算出してください。
27	10	1)処理能力 (2) 計画ごみ量	「計画ごみ量 約66,640t/年（うち災害廃棄物量 約5,990t/年）」と記載がありますが、用役費等を算出する際は災害廃棄物を除いた60650t/年とし、運営期間通してこのごみ量をもとに算出するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 26の回答を参照してください。
28	10	1)処理能力 (2) 計画ごみ量	「その他、処理が必要と考えられるもの及び量は事業者にて想定すること。」とありますが、追加で想定した場合は計画ごみ量は事業者提案になるとの理解でよろしいでしょうか。	前処理設備の計画ごみ量は事業者提案としております。
29	11	3)熱利用計画	余熱利用設備について、業務課事業所、東部処理場のそれぞれにおいて、日ごとの給電量、温水供給量をご提示いただけないでしょうか。	給電量は添付資料14で提示しています。温水供給量については追加資料13を参照してください。
30	11	3)熱利用計画	熱利用計画について、「本施設の処理工程等として使用する。また、熱を利用し、発電（エネルギー回収率 20.5%以上）、周辺公共施設への供給、売電を行うことを計画している。また、温水についても周辺公共施設へ供給することを計画している。」と記載されておりますが、周辺公共施設への温水供給は電気式（ヒートポンプ給湯機等）もご提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
31	11	3)熱利用計画	「温水の供給量については添付資料を参照のこと。」と記載されておりますが、添付資料「14 給水収支年報」のうちの収集業務貯湯槽供給（FQ-DW-C31）がこれに該当するものと考えてよろしいでしょうか。また、参考に供給温度もご提示いただけますでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、供給温度62℃に設定しています。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
32	11	3) 熱利用計画	「～、熱を利用し、発電（エネルギー回収率 20.5%以上）、周辺公共施設への供給、売電を行うことを計画している。また、温水についても周辺公共施設へ供給することを計画している。温水の供給量については添付資料を参照のこと。」とありますが、公平な審査の観点から呉市様にて温水供給条件を設定して頂けないでしょうか。 （時間別・季節別の電気および温水供給量、供給温度、必要熱量、環水温度等）	添付資料11-1、14及び追加資料8を踏まえ、各入札参加者で設定してください。なお、供給温度はNo. 31の回答を参照してください。（還水温度は不明）
33	11	4) 搬入出車両	施設内動線を計画するにあたり、搬入車両及び焼却残渣搬出車の車両サイズ（車両外形、ホイール間隔、最小曲がり半径、荷台高さ・幅・奥行きを含む）を確認できる資料をいただけないでしょうか。	現在の焼却残渣搬出車の車両図面は追加資料4で確認してください。その他の搬入車両サイズ等については事業者にて適切に想定してください。なお、呉市の4 t プレス車の型番は日野KK-FC3JEDA、パッカー車の型番は日野BDG-FC6JEWです。
34	11	4) 搬入出車両	「搬入車両台数の実績は、添付資料を参照のこと」とありますが、貴市通達「芸予環境衛生センターにおける焼却処理終了について」より、本施設竣工後は、現在芸予環境衛生センターで受け入れている直接搬入車両を本施設にて受け入れるものと考えてよろしいでしょうか。 その場合、芸予環境衛生センターへの搬入車両台数実績（日毎、至近3年間）をご提示いただけないでしょうか。 ＜以下、貴市通達「芸予環境衛生センターにおける焼却処理終了について」より抜粋＞ ・「芸予焼却施設での受入れを終了した場合、これまで同施設にごみを直接搬入していた利用者は、クリーンセンターくれにごみを持ち込む」 ・「激変緩和措置として、当面の間、芸予センターは、生ごみ以外の家庭ごみ・地域清掃ごみ等の直接持込みごみに限り受け入れる施設として維持した後、施設を廃止します」	追加資料5を確認してください。
35	12	4) 搬入出車両	薬品類等搬入車とは別に、13tトラック（薬剤運搬車両）と記載されていますが、薬剤運搬業者は事業者選定のため、薬品運搬車仕様は事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。 事業者提案が不可の場合は13tトラックはどのような用途を想定されているかご教示ください。	提案を可とします。
36	11	4) (1) 搬入車両	10tコンテナ車の寸法(全長、全幅、最小回転半径等)および直接搬入車両で想定する最大車両の最大積載量、寸法をご教示願います。	追加資料6を参照してください。
37	11	搬入車両	トラック（小型、中型、大型）は直接持込車両の理解でよろしいでしょうか。定期収集車両の場合は各トラックの車両寸法諸元をご教示ください。	直接持込車両以外に資源化施設（2 t トラック）、環境業務課（軽・2 t トラック・2 t ダンプ）、環境施設課（軽）、東部処理場（4 t ダンプ）、埋立施設（4 t ダンプ）で所有しているトラックがあります。車両寸法諸元については提示できるものはありません。
38	12、17	4) (3) その他 4) (3) その他	「(3) その他 13t トラック（薬剤運搬車両）」と有りますが、貴市範囲に薬剤の搬入を伴う業務がありますでしょうか。ない場合、これは事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	No. 35の回答を参照してください。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
39	11	焼却施設 4) 搬入出車両	4) 搬入出車両 の項目に記載されている車両以外の車両が、本施設へ来場することはないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	13	6) (2)排水基準	ほう素及びその化合物、及び、ふっ素及びその化合物の項目に「安浦・倉橋中央」として低い数値が記載されていますが、本数値は本施設の管理値ではないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	16	(1)公称能力	「指定されたごみ質で36t/5h以上の処理能力を有すること」とありますが、不燃ごみと粗大ごみの割合及び粗大ごみ中の可燃性と不燃性の割合をご教示願います。	現状、粗大ごみ処理施設での年間搬入量は約7,400t/年であり、内訳は粗大ごみ：約4,200t/年、不燃ごみ：約3,200t/年です。また、家庭系ごみ及び事業系ごみ、それぞれの収集ごみ、直接搬入ごみの想定搬入量は下記のとおりです。 なお、粗大ごみの内訳（可燃性・不燃性）はありません。 【家庭系ごみ】 収集ごみ 不燃ごみ：約1,720t、粗大ごみ：約1,720t 直接搬入ごみ 不燃ごみ：約80t、粗大ごみ：約1,530t 【事業系ごみ】 収集ごみ 不燃ごみ：約510t、粗大ごみ：約580t 直接搬入ごみ 不燃ごみ：約850t、粗大ごみ：約380t 本施設における不燃ごみと粗大ごみの割合等については事業者にて想定してください。
42	16	(1)公称能力	「指定されたごみ質で36t/5h以上の処理能力を有すること」とありますが、各ごみの単位体積重量をご教示願います。また、「ごみ組成」の記載がございませんので、「鉄類、アルミ、不燃残さ、可燃残さ」の組成割合をご教示願います。	各入札参加者で想定してください。
43	16	1) (1)公称能力	施設規模36t/5hについて、ごみの組成割合及び各ごみのかさ比重、粗大ごみの最大寸法をご教示願います。	割合は、No. 41の回答を参照してください。 また、最大投入寸法は、W：1m、D：1m、H：2mと想定してください。 見かけ比重については各入札参加者で想定してください。
44	16	1) (2)計画ごみ質	直接搬入による不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみ、定期収集等による搬入の不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみのそれぞれの計画処理量を御提示いただけないでしょうか。	No. 41の回答を参照してください。また、それぞれの計画処理量については各入札参加者で想定してください。
45	16	1) (2)計画ごみ質	直接搬入による不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみ、定期収集等による搬入の不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみのそれぞれのごみのかさ比重を御提示いただけないでしょうか。	No. 43の回答を参照してください。
46	16	1)処理能力 (2)計画ごみ量	年間処理量をご提示願います。	No. 41の回答を参照してください。
47	16	1) (2)①ごみの種類	ごみ種類に関して、直接搬入車が搬入する可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、不燃ごみそれぞれの概略の搬入比率、および定期収集車両や許可業者などにより搬入される可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、不燃ごみそれぞれの概略の搬入比率をご教示願います。	No. 41の回答を参照してください。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
48	17	2) 破砕機基数	「〔36 t / 日 x 1 基〕（二軸低速回転式破砕機）、〔36 t / 日 x 1 基〕（高速回転式破砕機）」とありますが、前段各所に「可燃性粗大ごみは焼却施設のせん断式破砕機に搬送する」と記載があるため、36 t / 日に可燃性粗大ごみは含まないと解釈してもよろしいでしょうか。	家庭系ごみのうち、直接搬入ごみの可燃性粗大ごみは「直接搬入車両用受入・手選別ヤード」で選別が可能なため、粗大ごみ処理施設の施設規模に含めていません。
49	17	粗大ごみ処理施設 4) 搬入出車両	搬入出車両については、記載の車両以外は本施設への来場はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	18	居室騒音基準	2.2 粗大ごみ処理施設の項に居室騒音基準の目標値が示されていますが、本目標基準値はごみ焼却施設も共通適用するものと考えてよろしいでしょうか。 また、手選別室での騒音基準値目標がNC50とありますが、本事業での手選別用途としては目標値が高いように考えます。実施設計時において室機能、用途等を踏まえ協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、要求水準書のとおりとします。
51	23	全体計画	敷地への進入口は事業者提案とありますが、敷地南側道路からの進入口を提案も認められますでしょうか。	提案を可とします。ただし、敷地内及び敷地への出入口付近での安全性等に留意して提案してください。
52	23	全体計画	敷地は現況の地盤高が T. P. +2.583～2.968mとありますが、解体工事完了後の想定地盤高さ（T. P.）をご教示願います。	No. 15の回答を参照してください。
53	23	全体計画（1）⑧	「なお、すべての搬入・搬出車両は2 回計量を行うこととして計画すること。」とありますが、「すべての」とは、P4の運営業務に記載のある「搬入されたごみ、並びに搬出する資源物・焼却残渣等」が対象と理解してよろしいでしょうか。	添付資料9に記録されている搬出入車両すべてが対象です。
54	24	全体計画 (1) ⑨	「見学先は、60 人程度が同時に見ることができるよう配慮すること。」とありますが、60人程度が複数のグループに分かれて見学することを前提に、複数のグループがそれぞれ異なる場所で同時に見ることができる、との理解でよろしいでしょうか。 例) プラットホーム見学20人、ごみピット見学20人、ごみクレーン操作室20人など。	お見込みのとおりです。
55	24	全体計画	実施済みの地形測量図についてご提供願います。	添付資料8をご確認ください。
56	24	全体計画	設計・施工上必要な調査は、建設事業者の費用と責任において実施し、本市に報告することとありますが、杭引抜工事期間においても施工業者と調整の上、敷地内でボーリング等必要な調査を行うことは可能でしょうか。	関係者と調整した上で、安全に行うことを条件に可とします。
57	24	全体計画	電波障害の調査について、調査費用等算出の参考資料として、隣接のクリーンセンターくれの電波障害調査報告書をご提示いただけないでしょうか。	提示できる資料はありません。
58	—	—	—	—
59	27	建築工事及び建築設備工事の設計業務	建築工事及び建築設備工事の設計業務において管理技術者を配置とあり、(2)項にその資格要件として一級建築士、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士とするとありますが、建築設計の管理技術者として各資格要件の有資格者を配置するとの理解でよろしいでしょうか。または、いずれかの資格を持つものでよろしいでしょうか。	いずれかの資格を有していれば良いものとします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
60	28	—	ユーティリティ計画において、インフラ関係の引き込み等は各事業者や事業管理者と現時点で打合せ等を始めてもよろしいでしょうか。	各事業者や事業管理者と現時点で打合せ等を始めることを可とします。
61	28	(1) 電気	「中国電力ネットワーク（株）所有の特別高圧配電線から本施設の引込柱までの引き込みは本市が行う。」とありますが、引込柱の位置をご教示お願いします。	本契約後、引込柱の位置は事業者の提案内容に合わせて中国電力ネットワーク（株）と接続協議を行います。
62	28	(1) 電気	「なお、中国電力ネットワーク（株）所有の特別高圧配電線から本施設の引込柱までの引き込みは本市が行う。」とありますが、引込工事が遅延した場合の工程遅延に関する費用、工期延長は協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	30	(6) ⑤	沈砂設備等で処理した排水は敷地外へ放流できると考えてよろしいでしょうか。	別途実施している環境影響評価の方法書には以下の内容を記載しています。 ・降雨により発生する濁水は、排水処理した後、排水口を通じて場外排出を行う。 ・基礎工事に伴い発生する地下水由来の濁水は排水処理した後、排水口を通じて場外排出を行う。
64	30	(6) ⑥	騒音・振動、粉じんの連続測定及び表示は敷地内1箇所として、測定場所、表示場所含めて事業者で提案できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	31	(2)	掘削等の作業に際し、解体作業で撤去された地下埋設物以外で支障となる埋設物が確認された場合は、費用、工期含め協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	31	工事施工 (4)	(4) 工事車両を区分とありますが、許可書などの標示で区分することによってよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	31	仮設事務所等	「工事用駐車場、資材置場等は、本施設の敷地内を利用できるものとする。なお、工事用駐車場、資材置場等が確保できない場合は、借地等により建設事業者が確保すること」とありますが、本事業敷地外で貴市より無償又は条件付きで貸与いただける敷地があればご教示いただきたく存じます。	現状ではお示しできませんが、今後の敷地周辺の状況次第では貸与できる場合が考えられます。
68	32	工事施工 (7)	「工事関係車両は、指定されたルートを通行すること。」とありますが、ご指定のルートや通行できないルート等ございましたら、お示しいただけないでしょうか。	設計協議にて協議することとします。
69	32	工事施工 (7)	「(7) 工事関係車両は、指定されたルートを通行すること。」とあります。指定されたルートは別途ご提示されるものと理解してよろしいでしょうか。	No. 68の回答を参照してください。
70	32	(7)	ルートに指定がありましたら提示願います。また、ここで言う工事関係車両には作業員の通勤車両も含むと考えるのでしょうか。	前段については、No. 68の回答を参照してください。 後段については、お見込みのとおりです。
71	32	工事施工 (8)	「(8) 既存設備等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷や汚染が生じた場合」とありますが、「既存設備等」とは何の設備を指すかご教示ください。	現状設置されているもので、解体撤去の対象でないもの全てを対象とします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
72	33	材料及び機器	「①本要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む。）を確実に満足できること。」と記載ありますが、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績をもつ工場であれば、ボイラ及びプラント鉄骨等を海外でも製作できるものと解釈して宜しいでしょうか。	原則お見込みのとおりとします。なお、詳細は、設計協議で協議することとします。
73	33	材料及び機器	「②JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」と記載ありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと解釈して宜しいでしょうか。	原則お見込みのとおりとします。なお、詳細は、設計協議で協議することとします。
74	33	材料及び機器	「②JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」と記載ありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用できるものと解釈して宜しいでしょうか。	原則お見込みのとおりとします。なお、詳細は、設計協議で協議することとします。
75	33	材料及び機器	「③検査立会を要する機器・材料等については、原則として本市が承諾した検査要領書に基づき、国内において検査が実施できること。（検査要領書に記載した部分については建設事業者が立会検査を行うこと。）」と記載ありますが、お立会い検査に必要な費用を建設事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと解釈して宜しいでしょうか。	原則要求水準書のとおりとしますが、海外工場での検査が必要になった場合はリモート検査による対応を検討してください。
76	33	材料及び機器	「規格外の材料及び機器を使用する場合は、本市の承諾を受けた後、使用するものとし、」と記載がありますが、規格に準拠したメーカー標準品（配管継手、ねじ等）も承諾対象となりますでしょうか。	承諾範囲外とします。
77	33	③	「検査立会を要する機器・材料等については、原則として本市が承諾した検査要領書に基づき、国内において検査が実施できること。」とありますが、検査内容によっては、協議の上、海外製作工場でのリモート検査もお認め頂けないでしょうか。	No. 75の回答を参照してください。
78	33		「検査立会を要する機器・材料等については、原則として本市が承諾した検査要領書に基づき、国内において検査が実施できること。」とありますが、お立会い検査に必要な費用を事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解でよろしいでしょうか。	No. 75の回答を参照してください。
79	34	試運転 1) (4)	「(4)試運転に必要な処理対象物の提供は本市が行う」旨の記載は、「2)粗大ごみ処理施設」においても同様に適用されますでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	34	試運転 2) 粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設の試運転期間は60日以上と記載されていますが、今回は破碎処理系 1 ラインのみであり60日は長過ぎると思料します。試運転期間は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可としますが、45日以上は確保してください。
81	35	運転指導 2) 粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設の運転指導期間は30日間と記載されていますが、今回は破碎処理系 1 ラインのみであり30日は長過ぎると思料します。運転指導期間は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
82	35	試運転及び運転指導に係る費用	試運転期間中の周辺施設への電気供給の費用負担についてご教示願います。現工場および新施設からの電気供給ができない期間中の周辺施設の電気料金費用負担は、貴市との認識でよろしいでしょうか。	現工場および新施設からの電気供給ができない期間中の周辺施設の電気料金費用負担は、各入札参加者としします。なお、詳細は設計協議で協議することとしします。
83	41	性能試験の項目と方法(3)	非常用発電機稼働時の騒音を敷地境界での騒音規制に含める場合、消音に要する付帯設備がかなり大きくなることが想定され、建屋配置上も大きな制約となります。 非常用発電機を隣接する精密機械工場から見て工場棟反対側に設置することで非定常の騒音であったとしても精密機械工場への騒音・振動の影響を回避できると考えておりますので、そのような配置を条件とすることで騒音・振動の測定時には非常用発電機は非定常として停止した状態での測定とさせていただけないでしょうか。	No. 84の回答を参照してください。
84	41	性能試験の項目と方法(3)	7騒音「非常用発電機も稼働させたうえで計測すること。」とありますが、全炉稼働時とは別に、全停電状態からの非常用発電機による1炉立ち上げ試験時の騒音を確認するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	46	(2)	「引渡し後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、性能確認のため本市の指定する時期に、建設事業者の負担において確認試験を行うこと。」とありますが、本要求の有効期間は(1)の引き渡し後10年間と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	46	2)補修等(2)	確認試験における性能及び機能を満足できなかった場合に建設事業者が免責される事由として「本市側の誤操作及び天災等の不測の事故によるもの」とご記載いただいておりますが、満足できなかった要因が、搬入されたごみ質が要求水準書に示された内容からの乖離であった場合においても、建設事業者は免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしします。
87	50	建築意匠図	建築意匠図として総合仮設計画図(山留計画含む)がありますが、本項目は8.3項の施工承諾申請図書の内容と思われます。 8.3(3)項の施工計画書の一部として提出するものとさせていただきます。	提案を可としします。
88	52	完成図書電子データ	図面類のCADデータはJWCADとありますが、汎用性の高いAutoCADまたはそれをベースとしたDXF変換データとさせていただきます。	要求水準書のとおりとしします。
89	53	試験検査の立会	「本市が指定する材料、主要機器等の試験検査は本市の立会いのもとで行うこと。」とありますが、本市が指定する材料、主要機器等の提示をお願いいたします。	設計協議にて協議のうえ、提示することとしします。
90	57	歩廊、階段、点検床等(1)	「歩廊、階段、点検床及び通路の構造は、床にはグレーチングを敷設し、・・・」とありますが、粗大ごみ処理施設にあっては、各所を清掃したごみをダスト投入先へ搬送する際にこぼしたり、点検時に工具を誤って落としたりする可能性があるため、二次被害を出さないように、鋼製の歩廊等は縞鋼板にて施工することをお認め頂けないでしょうか。	各所を清掃したごみをダスト投入先へ搬送する際にこぼしたり、点検時に工具を誤って落としたりする可能性がある場所については、提案を可としします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
91	58	保温 (4)	「風道、配管等はカラー鉄板（屋内）又はステンレス鋼板（屋外）、アルミガラスクロス（隠蔽部）とし、煙道はカラー鉄板（屋内）、ステンレス鋼板（屋外）とすること」とありますが、小径配管等の外装材をカラー鉄板又はステンレス鋼板にご指定されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	原則、小径配管等の外装材についても要求水準書のとおりとします。ただし、施工上、カラー鉄板（屋内）又はステンレス鋼板（屋外）が困難な場合は、設計協議にて協議することとします。
92	58	保温及び防露 (4)	(4)アルミガラスクロスは、保温材＋外装材として隠ぺい部以外での使用も可能でしょうか。	No. 91の回答を参照してください。
93	58	配管 (3)	「コンクリート貫通部の鋼管については、外面腐食防止の処理を行うこと。」と記載がありますが、十分な運用実績があることを条件に鋼管のコンクリート接触部の塗装については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。なお、詳細は設計協議で協議することとします。
94	58	その他 ④	「④配管支持は吊りボルト及び形鋼等で支持すること。（共吊りは行わないこと。）また、原則、手摺りや点検歩廊等から支持をとらないこと。」とありますが、焼却炉本体の点検歩廊等、十分強度がある歩廊からの配管支持はお認め頂けますでしょうか。	詳細は設計協議で協議することとします。
95	60	(2) (4)	「架構で支持される機器（炉体、ボイラ、エコノマイザ鉄骨）は建築基準法による」とありますが、支持架構が建築基準法、本体は(2)記載の「⑤火力発電所の耐震設計規程(指針)」を適用するという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	61	その他 (12)	「油タンクの油の除塵や酸化防止のため、静電式の浄油装置を設けること。」とありますが、浄油装置の形式については必要な性能を確保することを前提に、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
97	62	4) 計量機 ・デジタル表示 (2)	「(2) 外部へデータを出力する機能を有すること。」とありますが、「外部」とは焼却施設内の中央制御室及び管理事務所と考えてよろしいでしょうか。	既存施設（クリーンセンターくれ）の管理棟事務室、環境業務課の事務室においても出力できるようにしてください。なお、焼却施設内で出力が必要と思われる場所は事業者にて想定してください。
98	63	計量機 4) 特記事項 ・データ処理 (8)	「事前予約制に対応できるシステム及び機器構成とすること。」とありますが、貴市で構築される事前予約システムに対応できる、と理解してよろしいでしょうか。またはシステム構築も事業者の範囲でしょうか。	システム構築も事業者の範囲とします。
99	63	計量機 4) 特記事項 ・データ処理 (9)	「キャッシュレス決済に対応できること。」とありますが、想定されている決済方法があればご教示ください。また、決済に必要な手数料については呉市様のご負担との理解でよろしいでしょうか。	想定している決済方法はありません。具体的な方法については設計協議で協議することとします。また、手数料は入札説明書に記載のとおり入札価格に含めないこととし、支払については、市と落札者で別途協議とします。
100	63	計量機 4) 特記事項 ・データ処理 (9)	キャッシュレス決済の手数料の負担が事業者の場合、入札の公平性の観点から運営期間中の手数料の金額の提示をお願いします。	No. 99の回答を参照してください。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
101	63	プラットホーム 5)特記事項 (1)	「プラットホーム及びランプウェイはRC またはSRC 造とすると」とあり、要求水準書（案）から変更となっていますが、鉄骨＋ALC構造に比べて工期を長く必要とし、コストにも大きく影響します。そのため、実績に基づいた耐震性や防臭性を確保したうえで、鉄骨＋ALC構造にてご提案させていただけないでしょうか。 なお、プラットホームやランプウェイにおいて、支持架構に鉄骨＋ALC構造を採用した弊社実績施設は、合計約20件ございます。 それらの実績の中で、比較的大規模な地震を経験し、当該架構に大きな損傷が見られなかった事例を以下に示します。 ・東日本大震災にて震度5強 ・H30年大阪府北部地震にて震度6弱 (震度はいずれも当該施設の所在する地域におけるデータです)	要求水準書のとおりとします。追加資料12を参考にしてください。
102	63	プラットホーム	安全性及び効率性への配慮を前提として、プラットホーム内を一方通行通り抜けとするかは、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
103	63	特記事項(1)	「(1)…なお、プラットホーム及びランプウェイはRCまたはSRC造とすること。」とありますが、構造上問題が生じない場合はS造もお認めいただけないでしょうか。	No. 101の回答を参照してください。
104	63	プラットホーム	見学者窓を清掃できるように歩廊を設置するとありますが、本清掃方法について、ローリングタワーまたは高所作業車等を利用し清掃を行うことも可能であり、歩廊の設置等については事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	清掃することが可能な代替案があれば提案を可とします。
105	64	プラットホーム 5) 特記事項 (14)	焼却施設と粗大ごみ処理施設のプラットホームを兼用する場合、不適物の一時保管スペースは〔12+20=32m2〕程度確保することを前提に1箇所とすることが可能との理解でよろしいでしょうか。	提案を可とします。
106	64	5)特記事項(14)	「搬入不適物の一時保管スペースとして〔12〕m2程度を確保すること。」とあります。また、第2章第14節14.2 4) (11)においても「搬入不適物の一時保管スペース（搬入不適物ヤード）として〔20〕m2程度」とあります。不適物の一時保管スペースを〔12+20=32m2〕程度確保することを前提に1箇所とすることが可能との理解でよろしいでしょうか。	No. 105の回答を参照してください。
107	64	5)特記事項(14)	搬入不適物の一時保管スペースに関して、2Fのプラットホームエリアに設置、もしくは1Fの直接搬入車両用ごみ受入ヤードに設置するかは事業者による提案可能との理解でよろしいでしょうか。	提案を可とします。
108	64	搬入扉 (1)	開閉時間10秒以内との記載がありますが、特殊仕様となり海外製品を考慮せねばならず入手性、メンテナンス性の悪化となりますので開閉時間は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
109	64	3)主要項目 (1)能力	開時間及び閉時間が10秒となっていますが、10秒以内の開閉は安全上の懸念があるため、15秒以内とさせていただけないでしょうか。	No. 108の回答を参照してください。
110	64	搬入扉 3)主要項目 (5)	(5) 駆動方式 電動式（水圧開放装置付（消防自動車の水圧を利用する。））とありますが、停電時人力で開放できる場合はこの限りでないとして理解してよろしいでしょうか。	関係機関との協議によるものとします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
111	65	ごみ投入扉(7)	開閉時間10秒以内との記載がありますが、周囲への安全性等を考慮し、開閉速度については事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
112	65	2.2.3 ごみ投入扉	(6)操作方式に「自動、遠隔手動、現場手動」とありますが、安全を考慮して「自動、現場手動」としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
113	65	3)数量(1)ごみ投入用	ごみ投入用として5基以上とあり、ダンピングボックスの設置は不要との理解ですが、焼却施設の展開検査は不要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。なお、展開検査の方法については、設計協議にて協議を行うこととします。
114	67	4)特記事項(1)	「※搬入量は 1,300t/年程度を想定すること。また、単位容積重量はごみピットと同様に0.3t/m ³ で想定すること。」とありますが、年間の搬入量から1日分の搬入量を事業者側で想定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
115	68	ごみピット 5)特記事項 (13)	(13)「2 段ピット方式の場合において、受入ピットの有効容量算出の基準レベルは、プラットホームレベル以下とし、貯留時のごみの安息角を考慮した容量を除外する。」とありますが、ごみ投入扉から受入ピットへのシュートの部分の容積は除外する（すなわち受入ピットの有効容量は底部からプラットホームレベルまでの直方体で計算する）と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
116	68	2.2.5 ごみピット	5) 特記事項 (13) に受入ピットの有効容量算出の基準レベルは、プラットホームレベル以下とし、貯留時のごみの安息角を考慮した容量を除外する。なお、受入ピットの容量は 1 日分以上を確保すること。貯留ピットは事業者提案とする。」とありますが、受入ピットは安息角による積上げ分をごみピット有効容量に含むことは認められないが、貯留側ピットは安息角による積上げ分をごみピット有効容量分としてお認め頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	貯留側ピットの有効容量は中間壁の頂部レベル以下を対象とします。
117	68	ごみピット(14)	「2段ピット方式の場合、受入ピットの奥行きはバケット開時の最大寸法とのクリアランスを1000mm以上確保するものとする」との記載がありますが、クリアランスを大きくとることにより1回の積替えで奥行き全域を網羅できずクレーンの稼働率に影響を及ぼす可能性がございます。そのため、バケット開時の寸法とのクリアランスについては事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
118	69	(10)稼働率	「手動時33%以下」の記載がありますが、投入作業において33%以下との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	70	ごみクレーン 特記事項(5)	走行レールに沿って設ける安全通路について幅600mm以上とありますが、クレーン等安全規則での規定と同様とし、柱に接する部分については幅400mm以上とすることができるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	70	ごみクレーン 4)特記事項 (5)	「走行レールに沿って、両側に幅 600mm 以上の安全通路を設けること。・・・」とありますが。クレーン則に従い、一般部は600mm以上、柱型部は400mm以上という認識でよろしいでしょうか	No. 119の回答を参照してください。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
121	71	ごみクレーン 特記事項 (22)	電力回生装置の設置による消費電力の削減効果は小さく、装置の導入によるメンテナンス性悪化や安定稼働を阻害することが考えられますので、電力回生装置の設置は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
122	71	4) 特記事項	(22) クレーン制御は電力回生ができるようにすること、とありますが、回生エネルギーを適切に消費できることと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
123	71	2.2.7 薬剤噴霧装置	必要に応じてとありますので、運用性を鑑み、防虫用は噴霧場所固定ではなく、可搬式噴霧器等を採用してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
124	72	散水設備	ごみピット内の粉じん防止対策用として設置する散水設備は、他の設備との兼用としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
125	72	2.2.9 散水設備	ピット全域への散水を可能とするため、放水銃と兼用してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
126	72	脱臭装置 特記事項 (1)	「容量は、ごみピット室（プラットホームレベルからホップステージ上部まで）の換気回数1回/h以上とし、焼却炉の全停止期間（立ち上げ下げの期間を含む）以上の連続運転が可能な容量とすること」との記載がありますが、焼却炉の全停止期間は、ごみピット内の貯留量が増加し必要換気容積が減少することから、消費電力減を目的にごみピット室内の必要換気容量を事業者提案とすることを認めていただけないでしょうか。	提案を可とします。
127	72	脱臭装置 特記事項 (1)	「脱臭装置の容量はごみピット室（プラットホームレベルからホップステージ上部まで）の換気回数1回/h以上とし、」と記載がありますが、換気範囲については、実際の運用におけるごみの堆積を考慮し、脱臭対象エリアをごみピットの有効容量レベル以上とすることをお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
128	72	脱臭装置 特記事項 (1)	「容量は、ごみピット室（プラットホームレベルからホップステージ上部まで）の換気回数1回/h以上とし、焼却炉の全停止期間（立ち上げ下げの期間を含む）以上の連続運転が可能な容量とすること」と記載がありますが、全停止期間中における換気回数は敷地境界外に悪臭が伝播しないことを条件に、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
129	73	脱臭装置 特記事項 (2)	メンテナンス性等を考慮し、吸引ファンやダンパ類及び脱臭装置の設置位置は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
130	73	脱臭装置 特記事項 (4)	活性炭の取替頻度の前提となるごみピット室の容量および換気回数は敷地境界外に悪臭が伝播しないことを条件に、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
131	73	脱臭装置 特記事項 (4)	「活性炭の取り換え頻度は連続運転時で1か月以上」との記載がありますが、事業者の提案する年間運転計画に基づき、最適な活性炭容量を提案することは可能でしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
132	73	2.3.1 せん断式破碎機	4) 特記事項 (2) 小動物は適宜切断された上で梱包されて搬入されるとの理解でよろしいでしょうか。	梱包の方法について、小型のものは、段ボール箱等、大型犬やイノシシ等で段ボール箱等による箱詰めが困難な場合は、ボール紙、包装用ラップフィルム、紙製の養生シート等で梱包されて搬入されるものと想定してください。
133	73	前処理設備 特記事項 (2)	小動物等の最大サイズ、一日あたりの最大数量 (頭数)、種類についてご提示いただけないでしょうか。	サイズは100kg程度までのものを想定してください。一日あたりの最大数量 (頭数) は、データ1行1頭として「添付資料7 動物搬入数」を確認してください。小動物等の受入種類については、各入札参加者で想定してください。
134	73	2.3.1 せん断式破碎機 4) 特記事項 (2)	「小動物等を一時冷凍するための冷凍庫を設けること。」とありますが、当社実績に基づき、氷点下に維持できることを前提として、冷凍庫よりも消費電力が小さく、かつ省スペースで設置可能な保冷库の提案を認めて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
135	73	小動物	小動物の搬入条件 (荷姿、大きさ、車両、搬入台数、冷凍の有無等) をご教示願います。	荷姿、大きさ等は、No. 132、No. 133の回答を参照してください。小動物の搬入条件として搬入車両及び搬入台数に制限はありません。また、搬入時において冷凍の有無は問いません。
136	75	ごみ投入ホッパ 主要項目 (2)	「主要部厚さ」にて底面に板当てをすることとなっていますが、底面を十分に厚肉化することで板当てせずに耐久させる設計としてもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、板当てしない場合は底面を15mm以上としてください。
137	75	3.1 ごみ投入ホッパ 7) 特記事項 (7)	「運転炉、休止炉が判別できるよう、点灯表示すること」との記載がありますが、中央操作室とごみクレーン操作室を兼用とし、中央操作画面での確認で判別が可能である等、クレーン操作員が運転炉/休止炉の判別が容易に可能である場合は、点灯表示は省略してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
138	77	油圧駆動装置 7) 特記事項 (6)	「油タンクの油の除塵や酸化防止のため、静電式の浄油装置を設けること。」とありますが、必要な機能を確保することを前提に、浄油装置の形式については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
139	86	スートブロワ・ハンマリング装置	「経済性等の観点から、必要に応じ、圧力波クリーニング装置等の新技術と組み合わせて設置すること。(スートブロワ・ハンマリング装置及び圧力波クリーニング装置単体での設置も可とする。)」とありますが、圧力波クリーニング装置以外の事業者の保有する独自技術(ショットクリーニング等)の単体での設置も可と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
140	94	蒸気復水器 特記事項 (10)	「蒸気復水器の支持架構までは、RC 造またはSRC造とすること。」とありますが、構造上問題が生じない場合はS造もお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。追加資料12を参考にしてください。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
141	94	蒸気復水器 5) 特記事項 (10)	「(10) 蒸気復水器の支持架構までは、RC 造またはSRC 造とすること。」とあり、要求水準書(案)から変更となっていますが、鉄骨+ALC構造に比べて工期を長く必要とし、コストにも大きく影響します。そのため、実績に基づいて耐震性や防臭性を確保したうえで、鉄骨+ALC構造にてご提案させていただけないでしょうか。 なお、蒸気復水器やごみクレーンや灰クレーンにおいて、支持架構に鉄骨+ALC構造を採用した弊社実績施設は、合計約30件ございます。 それらの実績の中で、比較的大規模な地震を経験し、当該架構に大きな損傷が見られなかった事例を以下に示します。 ・福岡西方沖地震にて震度6弱 ・東日本大震災にて震度5強 ・H30年大阪府北部地震にて震度6弱 (震度はいずれも当該施設の所在する地域におけるデータです)	No. 140の回答を参照してください。
142	100	ろ過式集じん器 主要項目 (10)	本体外壁について耐硫酸露点腐食鋼の指定がありますが、対象となる範囲は主要部についてのみという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
143	100	ろ過式集じん機 3) (10) 主要材質 ④	「④リテーナ SUS304」とのご指定ですが、費用低減のため材質について事業者の提案をお認めいただけませんかでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
144	101	ろ過式集じん器 特記事項 (6)	ろ布取替え作業を手動で行える構造とすることを条件に、ホイストなど取替え作業の補助装置の要否は事業者提案とさせていただきませんか。	要求水準書のとおりとします。
145	102	6) 特記事項 (1)	「パグフィルタの起動スイッチを設けること」とありますが、接続口に補給車両が接続されたら自動で起動する等の対策を講じることを前提に、起動スイッチの設置は事業者提案とさせていただきませんか。	要求水準書のとおりとします。
146	107	蒸気タービン制御盤	前項の6. 1. 1蒸気タービン 6) 付帯機器に、(12)タービン起動盤の記載がありますが、タービン起動盤に蒸気タービン制御盤の機能を集約することで兼用とさせて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
147	110	タービンバイパス装置	『(7) 付帯機器④安全弁』及び『4) 特記事項(3) 振動対策及び安全弁の設置を計画すること。』との記載がありますが、タービンバイパス装置下流の圧力上昇に対する保護機能は大気放出版とし、安全弁を設置しないことをお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。なお、詳細は、設計協議で協議することとします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
148	112	場内熱供給設備	要求水準書 p.11 第2節計画主要目 2) 主要設備方式 (4)設備方式 ⑤にて場内給湯および場外への温水供給が記載されており、場外への温水供給量は添付資料「11-1_既存施設_電気使用量参考 (R4)」に記載されております。 ①添付資料記載の温水量、熱量は計画新施設稼働後も同じ供給量および熱量を場外のみ供給する量として計画とすることによろしいでしょうか。 ②添付資料記載の温水供給量は循環水量ではなく、場外で消費され戻りが無い消費量と考えてよろしいでしょうか。 ③設備構成として新施設で計画すべき熱供給設備は場外供給分も含めて場内熱供給設備と兼用することによろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②給湯方式は提案を可とします。(既存施設は循環式を採用) ③提案を可とします。
149	116	排ガス再循環送風機付帯機器②	軸受部の冷却方式について水冷式を指定いただいておりますが、メンテナンス性や安定稼働性を加味し、軸受部の冷却方式については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
150	117	誘引送風機主要項目(2)	静圧の余裕率について(20℃において)との記載がありますが、燃焼後の排ガスの実際の温度を前提に余裕率を確保するとして、機器設計を行う、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
151	118	誘引送風機特記事項(4)	軸受部の冷却方式について水冷式を指定いただいておりますが、メンテナンス性や安定稼働性を加味し、軸受部の冷却方式については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
152	118	煙道 (1)主要材質	主要材質について耐硫酸露点腐食鋼のご指定がございますが、ろ過式集じん器以降の煙道については脱塩脱硫されていることから弊社実績多数の一般構造用圧延鋼材の採用を認めていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
153	118	煙道 特記事項(3)	非金属性伸縮接手を採用する場合、インナースリーブの材質は煙道の主要材質としてご指定いただいている仕様に統一する形で耐硫酸露点腐食鋼を選定することを認めていただけないでしょうか。	提案を可とします。
154	119	煙突 ①内筒材質	内筒材質についてSUS316Lのご指定がございますが、弊社実績多数の耐硫酸露点腐食鋼の採用を認めていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
155	120	煙突 4) 特記事項 (6)	最頂部まで昇れるよう階段を設置するとありますが、煙突の階段は頂部まですべて階段ではなく、頂部近くまで階段として、屋根に出る部分はタラップを設置してハッチにて屋根面に出る形としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
156	122	灰押出装置 特記事項(5)	「灰押出機入口部には覗き窓を設け、焼却灰の詰まりを監視するためにITV装置を設置すること」との記載がありますが、灰押出装置内部は水蒸気及び粉じんにより視認性が悪く、ITV監視による焼却灰のつまりの監視が困難なことから、焼却灰の詰まり検知方式については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
157	124	灰ピット 6)特記事項 (1)	「焼却灰ピットの容量は計画1日最大排出量（基準ごみ時）の常時7日分以上で計画すること。」とありますが、7日分以上の空き容量を常に確保しておくという意味でしょうか。その場合、搬出のタイミングで必要容量が変わるため、搬出頻度ならびに搬出時間帯をご提示願います。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、月曜日から土曜日において、午前2回、午後2回搬出を行っています。
158	124	灰ピット 6)特記事項 (1)	「飛灰処理物ピットの容量は飛灰貯留槽の容量と合算とし、災害が発生しても7日間以上、継続して処理できる容量」とありますが、飛灰処理物ピットと飛灰貯留槽容量の合計で7日分の容量を持つのではなく、災害発生に備えて、飛灰処理物ピットの容量と飛灰貯留槽の容量を合算して、7日分の空き容量を常に確保しておくという意味でしょうか。その場合、主灰と同様、飛灰の搬出頻度ならびに時間帯をご提示願います。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、No. 157の回答を参照してください。
159	124	灰ピット 特記事項 (4)	「灰ピット底部には水勾配を設け、ピット壁のスクリーンを通して、汚水が容易に排水処理設備へ排水できるものとする」と記載がありますが、本仕様における灰ピットとは焼却灰ピットであり、飛灰処理物は対象外という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
160	124	灰ピット 特記事項 (4)	「汚水が容易に排水処理設備へ排水できるものとする」と記載がありますが、灰汚水の処理方法を事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
161	124	灰クレーン 主要項目 (1)	バケット数量について2基の指定がありますが、予備バケットを含む数量という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
162	125	灰クレーン	操作方式が半自動及び現場手動のご指定ですが、自動運転についてもお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
163	126	灰クレーン 特記事項(2)	走行レールに沿って設ける安全通路について、クレーン等安全規則での規定と同様とし、柱に接する部分については幅400mm以上としてよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
164	126	灰クレーン 4)特記事項 (2)	「(2) 走行レールに沿って、両側に幅 600mm 以上の安全通路を設けること。・・・」とありますが、クレーン則に従い、一般部は600mm以上、柱型部は400mm以上という認識でよろしいでしょうか。	No. 163の回答を参照してください。
165	126	灰クレーン 特記事項(7)	「バケットは、堅牢な構造のもので、緩衝材を取り付けること。」と記載がありますが、実績上緩衝材は無くても、リミット制御によりバケットの大きな損傷を防ぐことは可能であるため、緩衝材の設置要否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
166	126	灰クレーン 4) 特記事項 (15)	「(15) 灰クレーン支持架構までは、RC 造またはSRC 造とすること。」とありますが、鉄骨＋ALC構造に比べて工期を長く必要とし、コストにも大きく影響します。そのため、実績に基づいた耐震性や防臭性を確保したうえで、鉄骨＋ALC構造にてご提案させていただけないでしょうか。 なお、蒸気復水器やごみクレーンや灰クレーンにおいて、支持架構に鉄骨＋ALC構造を採用した弊社実績施設は、合計約30件ございます。 それらの実績の中で、比較的大規模な地震を経験し、当該架構に大きな損傷が見られなかった事例を以下に示します。 ・福岡西方沖地震にて震度6弱 ・東日本大震災にて震度5強 ・H30年大阪府北部地震にて震度6弱 (震度はいずれも当該施設の所在する地域におけるデータです)	要求水準書のとおりとします。追加資料12を参考にしてください。
167	126	飛灰搬送装置	操作方法が「自動・遠隔・現場手動」とのご指定ですが、安全を考慮して「自動、現場手動」としてよろしいでしょうか。(養生コンベヤ等他の搬送機器についても同じ)	要求水準書のとおりとします。
168	126	飛灰搬送装置 2) 数量	「〔 〕 系列 (2炉分)」と記載がありますが、2炉分の搬送能力を満足していれば、1系列 (共通系) としても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、飛灰貯留槽までは1炉1系列としてください。
169	126	飛灰搬送装置 3) 主要項目 (1) 能力	見かけ比重のご指定がありますが、事業者実績に基づいた値を提案させていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
170	127	飛灰貯留槽 特記事項(5)	飛灰はばいじんと消石灰およびその化合物、活性炭の混合物であることから受入ごみ質等外的要因によって、比重が変化するため、重量計による内部の充填量の確認は精度が低くなることが懸念されます。そのため、貯留装置の警報はレベル計からのみ発停することとし、重量計の設置は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
171	128	飛灰定量供給装置 1) 形式	飛灰定量供給装置の形式については、配置の最適化や粉体の詰まりづらさによる安定稼働性を考慮することを条件に、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
172	128	飛灰貯留槽 6) 特記事項 (6)	「飛灰処理物ピットの容量は飛灰貯留槽の容量と合算とし、災害が発生しても7日間以上、継続して処理できる容量」とありますが、飛灰処理物ピットと飛灰貯留槽容量の合計で7日分の容量を持つのではなく、災害発生に備えて、飛灰処理物ピットの容量と飛灰貯留槽の容量を合算して、7日分の空き容量を常に確保しておくという意味でしょうか。 その場合、主灰と同様、飛灰の搬出頻度ならびに時間帯をご提示願います。	No. 158の回答を参照してください。
173	129	混練装置 1) 形式	混練装置の形式については、安定稼働性等を考慮することを条件に、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
174	135	排水処理設備	『用途毎に必要な流量を測定できるよう流量計を設置すること。』と記載がありますが、ポンプの吐出量と稼働時間より流量を演算によって算出できる場合は、流量計を設置しないことをお認め頂けないでしょうか。	原則要求水準書のとおりとしますが、詳細は設計協議で協議することとします。
175	135	ごみピット汚水処理設備	「ごみピット汚水処理設備は、建設事業者の提案」とのことですが、有無についても提案可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
176	138	プラント系排水処理設備	(4) 薬液タンク類 「薬品貯留量は、常時、基準ごみ、定格2炉運転時の7日分以上の使用量を確保すること」とありますが、薬注装置（小分け槽）ではなく、親タンクや希釈前薬品なども含め施設内で常時7日分以上の薬品を確保すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
177	140	概要	電力の工事負担金は貴市所掌という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
178	140	概要 1)	「契約電力や発電機出力の決定にあたっては電力会社と協議するが、特別の対応（限流リアクトル等）が必要となる場合がある。電力会社との協議は、可能な限り早期に開始すること。また、計量器は買電（電力所掌）と売電（事業者負担）各々に必要となる。」とありますが、電力会社との協議資料がありましたら提示頂けませんでしょうか。	提示できるものはありません。
179	140	概要 1)	接続検討を含め、売電契約申込みに必要な経費等については、事業者負担とする、とありますが、電力会社工事負担金は、入札の公平性の観点から、建設工事請負事業者の範囲外としていただく、もしくは、入札に織り込む金額を貴市よりご提示して頂けないでしょうか。	No. 177の回答を参照してください。
180	140	概要 3)	「単独運転検出装置等を含めた保護継電システムを構築する。」とありますが、電力会社との協議資料がありましたら提示頂けませんでしょうか。	提示できるものはありません。
181	142	3) 主要機器	計器用変流器の記載がありますが、蒸気タービン発電機盤に機能を持たせるようにしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
182	143	3) 主要機器	計器用変流器の記載がありますが、非常用発電機盤に機能を持たせるようにしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
183	143	4) 盤構成	進相コンデンサ主幹盤とありますが、進相コンデンサ盤を高圧母線に直接接続することにより、主幹盤を設置しなくてもメンテナンス上は問題ないと考えますので、設置しない構成とさせていただいてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
184	143	高圧配電盤 5) 特記事項 (4)	5) (4) 「予備の引込ケーブル配管をもうけること」とありますが、高圧配線盤への引き込みを特高盤からバスダクト接続とする場合、ケーブル用配管はないため、本項目は該当なしと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
185	146	4) 主要機器	ON・OFF押釦スイッチとありますが、電気室に設置する低圧動力制御盤には運用上必要ないと考えますので、機器を操作する現場操作盤に設置することでよろしいでしょうか。	提案を可とします。
186	146	低圧動力設備	VVVF容量は所要電動機容量よりも十分余裕をもって選定すること、とありますが、機器性能を十分満足することを前提に適切なVVVF容量を選定するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
187	146	1)形式	低圧動力制御盤の形式として「コントロールセンタ（JEM 1195）」とありますが、コントロールセンタの一部の形式を、電気室内の省スペース化、汎用性、市場性、拡張性に優れた鋼板製屋内閉鎖垂直自立盤（JEM1265）とさせて頂けないでしょうか。	コントロールセンタ方式にそぐわない場合は、現場制御盤に一部変更も可能ですが、原則としてコントロールセンタを中央制御室付近の電気室に設置し運転管理しやすさを基準としています。よって現場制御盤方式に変更は認めません。
188	146	4)主要機器	(7)コントロールセンタ（モータ負荷）の電流計は、赤指針型よりも視認性のよいデジタル表示方式でもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
189	147	4)主要機器	(7)現場制御盤面に付ける電流計（赤指針付）（モータ負荷）は、主要機器のみ設置とさせて頂いてよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、詳細は設計協議で協議することとします。
190	148	1)形式	現場操作盤の形式は、鋼板製屋内閉鎖垂直自立形・壁掛形・スタンド形、とありますが、設置環境に適応した材質、構造を選定することを前提に、汎用コントロールボックスを採用してよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、詳細は設計協議で協議することとします。
191	150	4)発電機遮断器盤、励磁装置盤	非常用発電機に自動力率調整装置機能が必要ない場合は、自動力率調整装置は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
192	150 151	3)主要項目	無停電電源装置、直流電源設備それぞれに充電装置、蓄電池の記載がありますが、共有することにより一体型の装置としてご提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
193	153	2)配管・ケーブルラック・レースウェイ工事・配線ダクト工事(1)	配管については、ねじなし電線管（EP）についても使用可能という理解でよろしいでしょうか。	隠蔽場所のみ使用可とします。その他詳細は、設計協議で協議することとします。
194	153	電気配線工事 2) 配管・ケーブルラック・レースウェイ工事・配線ダクト工事（1）	2) (1) 配管は内外面溶融亜鉛めっき鋼板（CP、GP）を標準とありますが、JIS規格品を標準とさせて頂きませんか	要求水準書のとおりとします。
195	158	4) (2) 運転管理帳票の作成	既存施設（クリーンセンターくれ）管理棟事務室や本施設の行政事務室などで各種運転管理帳票データ（項目は別途協議）を監視、印刷が可能にすること、とありますが、本施設の行政事務室内で監視、印刷が可能であれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	既存施設（クリーンセンターくれ）管理棟事務室でも可能なようにしてください。
196	158	1) (1) ④主要項目	中央監視装置として、グラフィック装置LCD55インチ×2台、CCTVモニターLCD24インチ×6台、とありますが、省スペース化のためグラフィック装置LCD55インチ×2台をCCTVモニターと兼用することで、CCTVモニターLCD24インチ×2台で提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	LCD55インチをCCTVと兼用の提案は可としますが、その場合LCD65インチモニターを3台として下さい。9分割表示可能とすること。
197	159	1) (3) ④設計基準	1) プロセス入出力装置は、原則として、中央制御室内に専用部屋を計画し、設置すること、とありますが、プロセス入出力装置の設置場所は、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
198	158	(2) オペレーターズコンソール	ハードディスク[RAID1]、二重化ボードとありますが、ハードディスクはRAID0とし、二重化ボードを設置せず、オペレーターズコンソールを複数台設置による冗長化としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
199	160	2) 帳票レーザープリンタ 3) カラーレーザープリンタ	帳票印刷用プリンタと監視画面印刷用プリンタを兼用し、1式としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、詳細は設計協議で協議することとします。
200	160	2)3) プリンタ	帳票プリンタとカラープリンタを兼用させて頂いてもよろしいでしょうか。	No. 199の回答を参照してください。
201	161	(1)仕様	夜間に監視が必要なカメラは、赤外線カメラの設置ではなく、高感度カメラなど夜間でも監視可能なカメラ等を選定するという理解でよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、詳細は設計協議で協議することとします。
202	161	1) (1)⑦	インターネット開設工事費用は事業者負担とする、とありますが、SPCホームページ上等でITV動画を見るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。その他の用途は、設計協議で協議することとします。
203	162	(2) カメラ監視場所 (参考)	備考欄に「ワイパー付」の記載がありますが、設置環境やカメラ向きを配慮した上、雨水等の水滴が付着しにくく、ワイパーが不要となる親水コーティング型カメラ等での提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。ただし、詳細は設計協議で協議することとします。
204	162	(3) モニタ設置場所 (参考)	中央制御室のモニタのサイズ・台数については、運転監視上最適を思われる仕様にて事業者にて提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。その他必要箇所については、各入札参加者の提案によります。
205	163	4) データログ	データログの記載がありますが、中央制御室の中央監視装置にデータを送信してデータを記録するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
206	163	4) データログ	気象計のデータログは、DCSで実施してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
207	163	(7) 特記事項	「測定レンジについて1,000ppm/hまで測定できる装置とすること」とありますが、測定誤差(ゼロドリフト、スパンドリフト)を考慮し運転監視上最適なレンジ(200ppm程度)とさせていただけないでしょうか。	レンジ切り替えが可能としてください。
208	163	1) (7) 特記事項②	SOx, NOx, CO, CO2, O2分析装置の測定レンジについては、1000ppmまで測定できる装置とすること、とありますが、瞬時値1000ppmまで測定できる成分はCOのみという理解でよろしいでしょうか。	レンジ切り替えが可能としてください。
209	164	(5) 試薬	塩化水素濃度計にイオン電極式を採用する場合に試薬が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
210	164	(5) 計装用エア	光散乱方式など計装エアが必要な場合に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
211	164	3) 項目	項目について、ダイオキシン類、水銀とありますが、連続測定項目でない項目の表示は、定期的な分析値を表示可能なようにするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
212	165	計装用空気圧縮機 4) 特記事項 (2)	「圧縮空気使用先の用途に応じて、除湿器を設置すること。」とありますが、除湿器内蔵型の採用も可として頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。なお、詳細は、設計協議で協議することとします。
213	166	13.1.1 燃料タンク 5) 特記事項 (3)	「容量は、災害発生時に燃料等の供給がない場合でも7日以上自立運転が可能な容量、かつ全停電時に2炉立上に必要な容量以上を常時確保すること。」とありますが、7日以上自立運転が可能な容量というのは立上に必要な量に加え、運転中に燃料の使用が必要であればその量を加算して見込むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
214	169	説明用視聴覚設備	「会議室に専用の視聴覚設備を設けること。」とありますが、「会議室」とは見学者への説明を行う「大会議室」を指しているという認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
215	170	4) (3)	公害ほかモニタリング装置の項に、環境測定表示盤（屋内形）との兼用を可とする、とありますが、12.5.3環境測定表示盤のモニタと兼用しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
216	171	洗車装置	「洗車対象の車両は収集を行ったパッカー車すべてとし、20台/日程度を想定すること」とあります。適切な排水処理設備を計画するため、1台あたりの使用水量や時間当たりの使用水量などの洗車水量の目安をご教示ください。	追加資料13（給水収支月報）を参照してください。使用水量については各入札参加者にて想定してください。
217	171	洗車装置	洗車装置4基とのご指定がございますが、洗車スペース前に待機スペースを設けることを前提とし、洗車装置の基数については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
218	172	4) 特記事項 (11)	「スプリングマットレスの一時保管スペース及び解体作業スペース（スプリングマットレスヤード）として〔100〕m ² 程度」とありますが、設置フロアは事業者による提案可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、安全性、効率性及び作業性に配慮して提案してください。
219	173	プラットホーム出入口扉	「パッカー車のテールゲートが上がった状態でも接触しないように配慮すること。」とありますが、対象となるパッカー車の大きさをご教示願います。	委託業者、許可業者等様々なパッカー車が想定されるため各入札参加者で想定してください。
220	174	3) 主要項目 (1)	「(1) 面積〔200〕m ² 以上（貯留部分）」とあります。一方4) 特記事項 (1) には「施設規模の3日分以上の貯留スペースを確保すること。」とあります。200m ² 以上を前提に3日分の搬入容量、嵩比重等は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。 また、(9) 「施設規模 3日分以上の貯留スペースに加え、場内に別途（併設も可）、施設規模 2 日分の貯留スペースを確保すること。」に關しても同様に事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	全てお見込みのとおりです。
221	175	定期収集車両用受入・手選別ヤード	「ごみ焼却施設とプラットホームを兼用し、本ヤードとの防臭区画がない場合は、本ヤードの換気設備は脱臭装置を設置すること」とありますが、薬剤噴霧装置にて局所的に消臭してプラントで換気することで公害防止基準の悪臭に問題がない場合は、脱臭装置を設置しないことをお認め頂けないでしょうか。	提案を可とします。
222	185	残渣搬送コンベヤ	「発火検知（熱感知、炎検知及びガス検知）及び発火した場合等の火災対策設備を設ける」とありますが、火災対策設備の内容は実績のある内容を事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
223	186	貯留ヤード	「搬出車両への積み込み作業が行えるスペースを確保する」とありますが、台数が多い搬入車両（収集車、一般車）が通行しない施設周回道路での積み込み作業としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
224	193	—	電気設備に建築動力、照明の高圧及び低圧配電設備の記載がありますが、焼却施設と合棟のため、焼却施設の低圧主幹盤より配電することとしてよろしいでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
225	193	高圧受変電設備	粗大施設の高圧受変電設備は、進相コンデンサ等含め、焼却施設の高圧受変電設備と共用とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
226	195	無停電電源装置	無停電電源装置について、「直流電源装置、交流電源装置からなり」との記載がありますが、初期費用、維持管理費用、更新費用の大幅な増加を考慮し、汎用ミニUPSとしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、詳細は設計協議で協議することとします。
227	195	無停電電源装置	粗大施設の無停電電源装置は、焼却施設の無停電電源装置と共用とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
228	197	計画概要	「なお、本システムの重要部分は二重化構成を採用する。」との記載がありますが、重要部分とはオペレータコンソールのことで、二重化とはハードディスクの二重化と考えてよろしいでしょうか。	オペレータコンソールも二重化（冗長化）としてください。
229	198	ITV装置	「屋外設置カメラはSUS製ケース入りとし・・・」とありますが、一般的な屋外用ドームカメラの採用をご検討下さいますよう、お願いいたします。	提案を可とします。
230	198	ITV装置	(1)カメラ設置場所リストの備考欄に「電動雲台」との記載がありますが、電動雲台より旋回速度が速いドーム型カメラを採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
231	198	2) (1) カメラ設置場所	ITVカメラやモニタは、プラットホーム等、焼却施設と兼用できる箇所に関しましては、兼用とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
232	199	計装項目	「計装リスト（参考）」に、「ごみ処理量」とありますが、本計画ではピット&クレーンではなく、受入ヤードのためごみ処理量の算出が困難ですが、不要とすることをお認め頂けないでしょうか。	提案を可とします。
233	201	仮囲い	【仮囲いは別途本市にて実施する「呉市旧ゴミ処理施設解体撤去工事」にて設置したもの残置する予定であり】と記載がありますが、仮囲いの設置位置は敷地境界部と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
234	201	計画概要 3) (2) 仮設事務所	(2) 仮設事務所には、工事打合せのための会議スペースを確保とありますが、これは建設事業者と兼用でもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
235	202	1) 一般事項 3) 見学者動線計画	1) 一般事項では「(3) 居室部分は・・・バリアフリーを考慮して計画すること」とあり、3) 見学者動線計画では「(1) 見学者の構内動線は、全てバリアフリー対応とし、見学者の安全確保と快適性を配慮した計画を行うこと。」とあります。福祉のまちづくり条例に準拠する対象エリアは不特定多数の見学者が対象となるエリアで、特定の行政職員および運転職員のエリアは対象外という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
236	202	見学者動線計画	「見学者と工場棟作業員の動線は区分すること」との記載がありますが、見学者の十分なスペース確保のため、見学者不在の時間帯のみ利用することを前提に一部作業員と見学者の動線の共用化をお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
237	202	見学者動線計画	「見学者を管理棟で受け入れるよう」と記載がありますが、P. 23にて「工場棟、管理棟は合棟とする」とあります。このことから、見学者は合棟とした建屋で受け入れる、として読み替えてもよろしいでしょうか。	読み替えていただいて問題ありません。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
238	204	設計方針 (16)	「最新版に準拠」とありますが入札公告(2024.10)時点での最新版という認識でよろしいでしょうか。	提案書提出時点での最新版に準拠してください。
239	206	進入退出路 プラットホーム	一方通行を原則とするとありますが、プラットホーム出入口が並列となる、対面通行式のランプウェイの採用は可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
240	206	プラットホーム	プラットホームは自然採光を取り入れ、昼間は照明を点灯することなく作業ができる環境とし、明るく清潔な雰囲気を保つこと（床面で200～300ルクス程度を原則確保）とありますが、本文は窓、トップライト等によりできるだけ電灯照明による消費電力を低減する計画とすることを目的とした表記であり、（ ）内記載の照度については照明での床面照度条件との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
241	207	1)受入供給設備 (3) ⑨	「ごみピットは窓及びトップライトから自然光を取り入れ、均等に分散された採光を確保し、明るく清潔な雰囲気を保つこと」とありますが、ごみピットにトップライトや窓等を設置した場合、ごみピット内に浮遊する塵や埃に自然光が反射し、クレーン操作に支障があるため、トップライト又は窓からできるだけ自然光を採り入れることは、任意とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。なお、詳細は、設計協議で協議することとします。
242	208	6)電気室関係（配電盤室・受変電室、受電室）	電気室関係の床は、原則としてフリーアクセスフロアとすること、とありますが、重量物である特高受変電機器を据え付ける等、場合に応じて、スラブにピット施工とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
243	210	2.1.2 工場棟平面計画 12) 見学者通路・ホール（展示及び見学者用） (1)	「プラットホーム、ごみピット（ごみクレーン）、ごみクレーン操作室、焼却炉室、中央制御室、タービン発電機室、灰ピット、その他主要機器を処理ラインの工程順に 60 人程度が同時に見学できるように適切に配置した見学者通路・ホール（展示及び見学者）等を設けること。」とありますが、60人程度が同時にというのは1箇所では60人同時ではなく、数か所に分かれて60人それぞれが見学できるようにとの理解でよろしいでしょうか。 例) プラットホーム見学20人、ごみピット見学20人、ごみクレーン操作室20人など。	No. 54の回答を参照してください。
244	211	2)会議室 (1)	「・・・、大会議室〔最大 60 名、約 200 〕m2 程度を設けること。」とありますが、P. 218 内部仕上表（参考）(2)においては床面積約100m2とあります。最大60名であれば、仕上表に記載の100m2が適当であると考えます。仕上表を正とし、「100m2以上」と考えてよろしいでしょうか	「大会議室〔最大60 名、約200 〕m2程度を設けること」を正とします。
245	211	2)会議室 (4)	「大会議室は、施設の説明が適切に行えるよう天井吊り下げ式のモニターを設置すること。」とありますが、電動スクリーンとプロジェクターの組み合わせとしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
246	212	行政用事務室	市職員15名とありますが、トイレ、シャワー室の使用人数は40～50人とあります。市職員以外の使用者についてご教示ください。 また、本項記載の控室、休憩室及び更衣室についても、それらの方も使用されますか。	前段については、すべて本市職員となります。 後段については、お見込みのとおりです。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
247	212	基本方針(2)	蒸気タービン等の振動を伴う機械は独立基礎にするなどの配慮を行います。また、それ以外の機器で単に荷重が大きい機器の基礎は建築と一体化することで、合理的な設計とすることをご了承いただけないでしょうか。	お見込みのとおりです。
248	213	躯体構造	「クレーン架構まではRC造またはSRC造とすること」とありますが、構造上問題なく、臭気漏洩防止が実施できる場合、鉄骨造を採用させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。追加資料12を参考にしてください。
249	213	躯体構造 (2)	「クレーン架構まではRC造またはSRC造とすること。」とありますが、鉄骨+ALC構造に比べて工期を長く必要とし、コストにも大きく影響します。そのため、実績に基づいた耐震性や防臭性を確保したうえで、鉄骨+ALC構造にてご提案させていただけないでしょうか。 なお、蒸気復水器やごみクレーンや灰クレーンにおいて、支持架構に鉄骨+ALC構造を採用した弊社実績施設は、合計約30件ございます。 それらの実績の中で、比較的大規模な地震を経験し、当該架構に大きな損傷が見られなかった事例を以下に示します。 ・福岡西方沖地震にて震度6弱 ・東日本大震災にて震度5強 ・H30年大阪府北部地震にて震度6弱 (震度はいずれも当該施設の所在する地域におけるデータです)	No. 248の回答を参照してください。
250	214	屋根	プラットホームの屋根はトップライトより自然光を有効に取り入れること。とありますが、配置計画によっては自然光の取入れ方法についてはハイサイドライトによる採光など事業者提案も認めて頂けますでしょうか。	提案を可とします。
251	216	2.3.1 工場棟 7) 軒樋	「金属板加工とし」とありますが、既製品の利用も可としていただけませんかでしょうか。	提案を可としますが排水能力については十分な余裕を見込んでください。
252	220	門扉	隣地の環境業務課との敷地境界のフェンス設置の可否、環境業務課出入口門扉の撤去が生じる場合の復旧方法、必要幅員についてご教示願います。	フェンス設置の可否については提案する計画によりますが、環境業務課敷地と一体的な利用を計画する場合には不要です。出入口門扉の撤去・復旧方法については協議、必要幅員については現況以上としてください。
253	220	1) 計画	「雨水排水側溝および排水管路施設は、分流式とし雨水排水路へ排水すること。」とありますが、事業用地内の雨水の放流先となる雨水排水路の条件（事業用地外の雨水排水路の接続位置、接続排水路の底高（標高表記）、許容放流量等）をご提示いただけますでしょうか。	既存施設の雨水排水経路については添付資料3を確認してください。接続排水路の底高については事業者にて現地を確認してください。許容放流量については特にありません。
254	220	雨水排水工事	排水先の雨水排水施設の位置、構造、断面がわかる資料をご提供願います。	当該敷地は古い施設の敷地であるため図面等はありません。
255	220	3) 設計基準	「地盤沈下を考慮した必要な対策を行うこと。」とありますが、旧施設あるいは現工場において、圧密沈下量の定期的な計測データはありますか。または、敷地地盤の圧密沈下量の想定値があればご教示願います。	計測データ、想定値はないため各入札参加者で想定してください。
256	220	3) 設計基準	「地盤沈下を考慮した必要な対策を行うこと。」とありますが、旧施設あるいは現工場において圧密沈下対策工事はなされていますか。または、工場稼働中に沈下等が発生し、道路をオーバーレイ等で補修した実績はございますか。	圧密沈下対策工事及びオーバーレイの有無については不明です。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
257	222	1)計画 (1)	「(1) 上水は、敷地内に引き込み済みの給水圧送管（キャップ止め）から引き込むこと。」とありますが給水圧送管の管径をご教授願います。	添付資料3によると水道管の本管は150φです。
258	222	給水量	外来者（見学者）の給水設計条件としての対象人員数をご教示ください。	60人以上で計画してください。
259	224	換気設備工事	「工場棟で空気調和設備のある室については、基本的に全熱交換式換気設備とする」とありますが電気室を通常換気とすることは可能でしょうか。	提案を可とします。塩害、機器の発熱等を考慮し適切な換気が行えるようにしてください。
260	225	昇降機設備工事	「かごにトランク付」とありますが、見学者の使用しない設備室に配置する人荷用エレベータのかごサイズは、ホイストクレーンの配置などを総合的に考慮し、運用上・メンテナンス上支障のないサイズをご提案させていただいてもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、かごの奥行は最低2mを確保してください。
261	225	昇降機設備工事	かごにトランク付とするエレベーターは管理棟内に設置するエレベーターで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、かごの奥行を最低2mとすることでトランク付きに関しては、必須としないものとします。
262	225	昇降基設置工事	見学者用の乗用兼車いす用エレベーターは合棟である管理棟内に設置するエレベーターよろしいでしょうか。	No. 261の回答を参照してください。
263	226	(別表-1)各室の空調・換気・電気設備仕様(1)	「中央制御室、クレーン操作室（ごみ・灰）、灰出設備室、プラットホーム（監視室）、ホッパーステージ入口」以外の場所については固定電話を使用することはないものと考えられるため、携帯電話等での対応としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
264	229	動力設備 5)設計基準 (1)	「(1)・・・換気設備については火災停止制御も行うこと。」とありますが中央監視設備で発停・監視するファンのみ対象と考えて、天井扇や小型ファンは除外してよろしいですか。	火災時に煙を拡散させず、避難の支障にならないよう適切な計画を行ってください
265	229	照明・コンセント設備	「プラットホーム、ごみピット等は高所はなるべく避け、ピット立上げ壁や壁面の利用によりメンテナンスできる箇所を優先とすること」とありますが、メンテナンス可能であれば天井部取付も可能でしょうか。	提案を可とします。ただし、詳細は設計協議で協議することとします。
266	230	照明設備 7)設計基準 (8)	(8)照明設備のスケジュール点灯を行えるようにすること。とありますが、プラント室は常時点灯、居室は滞在時に点灯、廊下他は人感センサー制御、屋外照明はソーラータイマー＋自動点滅器のため、これらの照明設備はスケジュール点灯管理の対象外としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
267	231	電話設備	「工場棟内の電話機は防じんケースに収め、着信表示機能(ブザー、回転灯)を設けること。」とありますが、工場棟内設置の電話機には全て着信表示機能が必要でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
268	233	放送設備 7)設計基準 (6)	「(6)非常放送用と一般放送用放送設備を兼用してもよい。」とあります。非常放送は、貴市消防等の関係部署と協議の上、法令上必要な場合に設置すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
269	233	放送設備	「非常放送用と一般放送用放送設備を兼用してもよい。非常放送優先とすること。」とありますが、非常放送の設置義務がない場合、一般放送のみとして宜しいでしょうか。	No. 268の回答を参照してください。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
270	233	電気時計設備	親子式電気時計となっていますが、維持管理が容易な自動時間校正機能付きの電波時計を採用することは可能でしょうか。	設計協議で協議することとします。
271	234	避雷設備 1) 受雷部	避雷導体（銅製）となっていますが、アルミ製の避雷導体も採用可能と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
272	234	避雷設備	「使用はJIS A 4201：2003建築物等の雷保護、建築基準法、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房庁営繕部設備課監修）に準拠すること」とありますが、2025年4月に施行される「JIS Z 9290-3 雷保護-第3部：建築物への物的損傷及び人命の危険」（2026年4月以降の着工についてはJIS Z 9290-3に準ずる）を適用と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
273	235	基本的事項	各運營業務の実施にあたり、業務の一部を再委託することはお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、運營業務委託契約書（案）に基づいて業務を行ってください。
274	235	基本的事項	SPC所属社員が自ら行わなければならない業務がございましたらご教示ください。また、係る業務はSPC構成員の社員であれば上記を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	次の担当者はSPC所属社員としてください。 ・呉市一般廃棄物最終処分場等へ運搬を行う運搬員 ・電気主任技術者 ・ボイラー・タービン主任技術者 ・手数料の徴収事務員（ただし、地方自治法に基づき、公金事務の一部をSPC構成員に委託することを市が認めた場合は、当該事務を行う職員をSPC構成員の社員とすることを可とします。）
275	235		「また、「環境影響評価書」に記載の各種要件との整合を図ること」とありますが、前提となる「環境影響評価書」を提示願います。	環境影響評価書は令和7年度末に完成予定です。
276	240	(5) ①運営マニュアル	「維持管理業務に関しては、施設稼働後20年間で作成するものとし、」とありますが、「20年間で」というのは「施設稼働後20年を対象期間として」を意味しているものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
277	241	(5)	「環境影響評価の事後調査」とありますが、具体的にどのような調査をするのか、仕様、頻度、調査時期をご提示ください。	別途市が契約する業者が実施する環境影響評価の事後調査に協力することを想定してください。
278	242	1) 第三者機関による全機能検査の実施	「本施設が事業期間終了時点において、…、第三者機関による全機能検査を実施すること。」とありますが、全機能検査では引渡性能試験と同内容の確認を行うものと考えてよろしいでしょうか。	引渡性能試験と同内容、精密機能検査の確認を行うことを想定してください。
279	243	1) 第三者機関による全機能検査の実施 (1)	①～③のあとの※について、「上記について」の「上記」は①、②、および③を指すものと捉えてよろしいでしょうか。	「上記について」の「上記」は③を指しています。
280	243	3) 次期運営事業者への引継ぎ等	また書きにつきまして、本事業期間中に蓄積したデータやノウハウ等の中に、運営事業者における不正競争防止法に定める営業秘密に相当する情報も含まれる場合には、当該情報を第三者に開示されてしまうと、運営事業者の競争上の地位を著しく害するおそれがありますので、事前に貴市と運営事業者の間で開示の範囲等について協議させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
281	243	3) 次期運営事業者への引継ぎ等	「運営期間終了後の本施設を運営する本市又は本市が指定する者に対し、最低 3ヶ月間の運転教育を行うこと。」とあります。次期運営事業者の選定の遅れ等、運営事業者に責が無い事由により、運転教育期間が3か月未満となる場合につきましては、教育期間は本業務期間終了迄になるとの理解でよろしいでしょうか。	原則お見込みのとおりですが、その時点での協議によるものとします。
282	244	事業期間終了後の対応	事業終了後、要求水準書の未達事項について運営事業者が自己の費用により改修等必要な対応を行うとありますが、当該業務を実施していた構成員が対応する理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。運営事業者のみで対応が困難な場合は、必要に応じて建設事業者や構成員と協力のうえ、対応してください。
283	244	7) 事業期間終了後の対応	「事業期間終了後2 年の間に、本施設に関して運営事業者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の未達成が発生した場合には、運営事業者は、自己の費用により改修等必要な対応を行うこと」とありますが、「要求水準書の未達成」とは、「要求水準書 第3部 第1章 第4節 4.4 1)から6)までの内容の未達成」を指すものと理解してよろしいでしょうか。また、次期運営事業者が弊グループでない場合、第三者機関における全機能検査及び貴市による確認・承諾を完了している場合は、本規定対象から除外いただけないでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、要求水準書のとおりとします。
284	246	受付管理	事業者が直接搬入ごみの受付時に確認する住民情報(名前、住所、電話番号、ごみ種など)についてご教示ください。	搬入受付票に住所、氏名、電話番号、ごみの種類(可燃、不燃、可燃粗大、不燃粗大、がれき類)、車種、ナンバーを記入しています。
285	246	受付管理	直接搬入ごみの料金について、料金はごみ種(可燃・不燃など)によらず重量によって算出されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
286	246	受付管理	計量棟にて徴収した料金を貴市へ引き渡す際の納付方法(銀行振込、手渡しなど)および、その頻度について、想定があればご教示ください。	納付方法については銀行振込、頻度については毎日(土日祝日を除く)を想定しています。
287	246	受付管理	「事前予約制への対応を行うこと。」とありますが、事前予約の形式(電話、HPなど)や事前予約にて確認すべき事項について、想定があればご教示ください。	想定はありません。
288	247	搬入管理	「本市は、不定期に搬入車両に対して、プラットホーム内で展開検査を行う。」とありますが、展開検査の実施頻度(〇回/年程度)と1回あたりの実施台数について、想定値があればご教示ください。	現在は年2回(2月、9月)実施していますが、次期ごみ処理施設での実施回数については現時点で想定しているものではありません。
289	247	搬入管理	廃棄物の中から発見される不適物の内容・頻度に応じ、必要に応じて貴市より収集運搬業者にご指導いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
290	247	搬入管理	貴市にて、不定期に搬入車両に対して、プラットホーム内で展開検査の協力を行うと記載されていますが、展開検査は直接搬入車両、定期収集車両、許可業者車両の全てに適用するという理解でしょうか。また、展開検査の頻度についてご教示願います。	現在は、事業系廃棄物への不適物の混入状況を確認することを目的として、一般廃棄物収集運搬許可業者を対象に2回/年(2月、9月)展開検査を実施しています。(2日/回、10台/回程度。)なお、次期ごみ処理施設での実施回数について、現時点で想定しているものではありません。
291	248	試運転期間中の運転管理	試運転期間中の運転管理を建設事業者が実施する場合、p. 238 2.2項に記載されている必要な有資格者については、建設事業者の責任で配置するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
292	248	施設運転中の計測管理	稼働初期と安定操業期で各計測管理項目の分析頻度が異なるため、安定操業期への移行時期を貴市ご想定のとおり稼働開始から2年後とするか、2年より長期間経過した後とするかによって、分析に要するコストが異なり入札時の提案金額の前提が変わります。入札参加者が同一の前提条件の下提案金額を算定できるよう、安定操業期への移行時期は稼働開始から2年後としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
293	249	本施設の運転に係る計測管理項目(1)	39ページに記載の性能試験におけるごみ質分析の項目は、①三成分、②低位発熱量、③単位体積重量、④可燃物中の元素組成、⑤種類組成となり、249ページに記載の本施設の運転に係る計測管理項目として物理組成、化学組成を⑤種類組成と読み替えても問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
294	250	本施設の運転に係る計測管理項目(2)	「再利用水、下水道放流」の計測頻度は呉市下水道条例・施行規則に測定頻度の記載が無いため、事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	現在、放流水については、事業者にて生活環境項目（月1回）、有害物質項目（2回／年）、ダイオキシン類（2回／年）を実施しています。また、下水施設課にて月1回の自主検査を実施しています。次期ごみ処理施設での計測頻度は、提案を可としますが現状以上は実施してください。
295	250	本施設の運転に係る計測管理項目(2)	粉じん濃度の排気口出口は施設のどの箇所になるかご教授ください。	各入札参加者にて想定してください。
296	250	本施設の運転に係る計測管理項目(2)	居室騒音基準に記載の「粗大ごみ処理施設内の監督員の指定する場所」の監督員と測定箇所をご教授ください。	設計協議で協議することとします。
297	250	本施設の運転に係る計測管理項目(2)	作業環境測定の炉室ダイオキシン類測定においてD値は法令上、作業内容、設備に大きな変更がない場合は同じ値を使用することが出来るため、大きな設備変更等無ければ同じ値を使用しても問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、作業場の施設、設備、作業工程または作業方法について大幅な変更を行った場合は、改めて併行測定を行いD値を再度求めてください。
298	257	電力の取り扱い	「電力に係る契約については、…、売電に係る契約の契約者は本市とする。」とありますが、アンシラリーサービス料金の負担についても、貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
299	257	電力の取り扱い	「電力に係る契約については、買電に係る契約の契約者は事業者、…」とありますが、事業者が買電に係る契約を結ぶ電力会社について、貴市からの指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
300	258	施設外への搬出	「搬入不適物は呉市一般廃棄物最終処分場へ、」とありますが、搬入不適物の最終処分場への運搬については、貴市所掌という理解で正しいでしょうか。	No. 10の回答を参照してください。
301	262	施設見学者対応	「施設見学者対応は原則運営事業者で行うこととし、…」とありますが、本施設の見学者は事前予約をされた方が対象になると考えてよろしいでしょうか。その場合、事前予約の形式(電話、HPなど)について想定があれば、ご教示ください。	事前予約の形式については電話及びホームページからの予約を想定しています。見学については原則として事前予約をされた方を対象に考えています。
302	262	施設見学者対応	見学者対応について、想定する受付日時（曜日、時間、年末年始の対応など）をご教示ください。	現在は、年末年始、土日祝日は見学不可としています。時間はおよそ9：00～16：00となっています。

No.	頁	項目名	質問の内容	回答
303	262	施設見学者対応	自由見学(事前予約を必要としない見学)についての記載はございませんが、実施しないという理解でよろしいでしょうか。	No. 301の回答を参照してください。
304	246	受付管理	「事前予約制への対応を行うこと。」とありますが、事前予約の形式(電話、HPなど)や事前予約にて確認すべき事項について、想定があればご教示ください。	No. 301の回答を参照してください。
305	262	清掃・植栽管理業務	「清掃の範囲は、工場棟内はすべて事業者の業務範囲とし、…」とありますが、管理棟(工場棟と合棟)のうち、貴市の職員が使用するエリア(居室、廊下)については、貴市で清掃を実施していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	本市の職員が使用するエリアについても事業者の範囲に含めるものとします。
306	添付資料	測量データ	建設地の東側敷地境界が不明確なため、ご教示願います。東側境界線付近に樹木が多数ありますが、隣地の所有の場合は枝等が越境していると思われます。解体工事中に解決頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
307	添付資料-3	上下水引き込み配置図	今回の新設下水配管は既設柵の健全性が確認された場合、既設流用として排水できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
308	添付資料	地質調査報告書	ボーリング調査の孔口標高で「GH」が用いられていますが、高さは「T.P.」と同じという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
309	添付資料	敷地測量図	地盤高さを示していると思われるH=〇〇〇がありますが、このH=はT.P.=と置き換えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
310	添付資料	土壤汚染調査結果	一部にダイオキシン類が基準値を超えています。これから始まる既存建物解体工事で汚染が除去されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
311	添付資料-12	土壤汚染調査結果	敷地内の土壤汚染区域は、解体工事にて置き換え等行った上で、杭撤去工事以降に引き渡されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

3 落札者決定基準に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	8	第4章	表3	No. 1、 2、4、 7、11	実績	各評価項目に「実績を踏まえた～」と記載がございますが、ここでの実績とは本事業の処理方式である国内地方公共団体の一般廃棄物処理施設におけるストーカ炉の実績との理解でよろしいでしょうか。	各入札参加者で適切に判断し、提案するようにしてください。
2	8	第4章	表3	No. 15	工程管理計画、工期遵守のための対策及び杭の工事計画等	杭の引き抜き工事に係る工事計画とありますが、杭の引き抜き工事は別途工事と要求水準書P7にございます。「建設事業者が杭引き抜き工事を別途受注した場合を想定し、工事計画を提示する」という内容が審査範囲に入るとのことでしょうか。	杭の引き抜き工事は、選定された事業者が提案した杭の引き抜き本数、工期設定等の工事計画を基に発注するため、当該計画を審査対象としています。 なお、本施設の竣工が令和11年度末であることを前提に杭の引抜き工事の工期等を提案してください。
3	8	第4章	表3	No. 16	地元企業の活用	審査の視点に地元雇用率が記載されておきませんが、本提案では地元雇用率を記載しなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	8	第4章	-	-	表3 定量化審査の審査項目、審査の視点及び配点	小項目No. 3「実績」にて竣工実績、運営実績ともに処理方式についてはストーカ方式とありますが、本事業にて貴市へご提案するストーカ方式と同型という理解で宜しいでしょうか。	ストーカ方式であれば可とします。

4 様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
1	第3号	—	—	参加表明書	協力企業を共同企業体とする場合の記載方法としては、共同企業体を組成している各協力企業の社名を記載する必要はなく、共同企業体名を記載すると理解してよろしいでしょうか。 また、本様式以降の様式で共同企業体名を記載する場合、同様の記載方法をとってよいと理解してよろしいでしょうか。	全てお見込みのとおりです。
2	第3号 [1/2]			参加表明書	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	グループ名は、入札参加者自身で設定するグループ名であり、本市から通知する受付グループ名とは異なります。そのため、「代表企業名（グループ）」でも問題ありません。
3	第4号 [1/2]	—	—	構成員及び協力企業一覧表	建築物の設計を行う企業と建設を行う企業が別の場合、「建築物の設計・施工を行う企業（設計）」「建築物の設計・施工を行う企業（施工）」と欄を分けて記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	第4号 [1/2]			構成員及び協力企業一覧表	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。
5	第5号			予定する建設事業者の構成	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。
6	第6号[1/3]			参加資格審査申請書	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。
7	第6号 [2/3]	—	—	添付書類	参加資格審査申請書 各様式について求められている添付資料が重複する場合は、該当箇所を示した上で添付を省略させて頂いてもよろしいでしょうか。	該当箇所を示した上で省略を可とします。
8	第6号 [2/3]	—	—	納税証明書	提出する納税証明書は、納税証明書その3の3、法人市民税、法人県民税、法人事業税の4つでよろしいでしょうか。 また、本店所在地と様式第3号、第4号等に記載する住所が異なる場合、法人市民税（市）、法人県民税・法人事業税（都道府県）は、様式第3号、第4号等に記載する代表企業の所在地（支店）でよろしいでしょうか。	全てお見込みのとおりです。
9	第6号 [2/3]	—	—	添付書類 （本施設の建築物の設計・施工を行う者）	建築物の設計・施工を行う者の添付書類について、建設業法の規定による「建築工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることを証明する書類（監理技術者資格の免状の写し等）を添付するよう記載がございますが、様式9-6号「技術者の配置に係る誓約書」の提出をもって代替させていただけないでしょうか。	それぞれ提出してください。
10	第6号 [2/3]	—	—	添付書類 （本施設のプラント設備の設計・施工を行う者）	プラント設備の設計・施工を行う者の添付書類について、建設業法の規定による「清掃施設工事」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることを証明する書類（監理技術者資格の免状の写し等）を添付するよう記載がございますが、様式9-6号「技術者の配置に係る誓約書」の提出をもって代替させていただけないでしょうか。	No. 9の回答を参照してください。

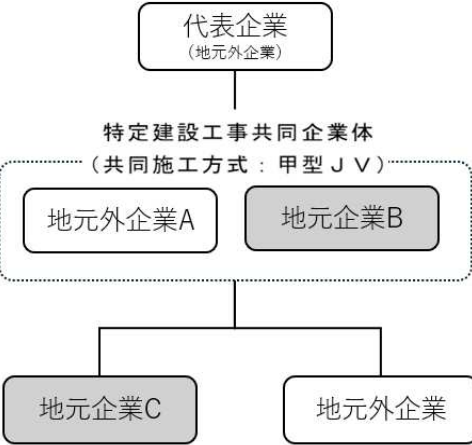
No.	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
11	第6号 [2/3]	6	添付書類	構成員及び協力企業について必要な書類	「納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税、法人市民税）の写し（直近1か年分）」において ① 未納の税額がないことの証明（「その3の3」（消費税及び地方消費税と法人税））を提出することで足りるものと理解してよろしいでしょうか。 ② 法人住民税については、貴市入札参加資格者名簿に記載の者は本店所在地の場所に関わらず、貴市名簿上の事業所の市町村の法人住民税に関するものを提出するということによろしいでしょうか。	No. 8の回答を参照してください。
12	第6号 [2/3]	6	添付書類	本施設の建築物の設計・施工を行う者	「建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること」とありますが、昨今の技術者の逼迫状況を鑑み、現時点で技術者を特定することは困難です。つきましては、配置可能性のある技術者についての書類を提出することでよろしいでしょうか。なお、着工前に決定する監理技術者が、参加資格申請時点で提出した者と相違ある場合は、その際に必要書類を提出させて頂くことでよろしいでしょうか。	参加資格確認申請時に提出した配置予定技術者の配置を原則としますが、事業実施時に、異なる技術者を配置する場合には、事前に市の承諾を得てください。
13	第6号 [2/3]	6	添付書類	本施設（焼却施設）のプラント設備の設計・施工を行う者	「焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること」とありますが、昨今の技術者の逼迫状況を鑑み、現時点で技術者を特定することは困難です。つきましては、配置可能性のある技術者についての書類を提出することでよろしいでしょうか。なお、着工前に決定する監理技術者が、参加資格申請時点で提出した者と相違ある場合は、その際に必要書類を提出させて頂くことでよろしいでしょうか。	No. 12の回答を参照してください。
14	第6号[2/3]	6		構成員及び協力企業について必要な書類	印鑑証明書、法人登記簿謄本は、原本ではなく写しの提出でも宜しいでしょうか。	正本は原本を、副本は写しを提出してください。
15	第6号[2/3]	6		構成員及び協力企業について必要な書類	消費税及び地方消費税、法人税に対する納税証明書は「その3の3」でも宜しいでしょうか。	No. 8の回答を参照してください。
16	第6号[2/3]	6		構成員及び協力企業について必要な書類	会社概要（最新のもの）は任意で会社紹介パンフレット等で可という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	第6号[2/3]	6		本施設の建築物の設計・施工を行う者	「監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることを証明する書類（監理技術者資格の免状の写し等）」を添付することになっておりますが、免状の写し以外に必要な書類はございますでしょうか。	監理技術者資格の免状の写しを提出いただければ問題ありません。
18	第6号[2/3]	6		本施設（焼却施設）のプラント設備の設計・施工を行う者	「監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることを証明する書類（監理技術者資格の免状の写し等）」を添付することになっておりますが、免状の写し以外に必要な書類はございますでしょうか。	No. 17の回答を参照してください。
19	第6号 [3/3]	—	—	添付書類 (本施設の運営を行う者)	本施設の運営を複数の者が行う場合、運転管理と維持管理を担当する企業が異なる場合は「本施設の運営を行う者（運転管理）」、「本施設の運営を行う者（維持管理）」と記載してよろしいでしょうか。	入札説明書 第4章 2 (3) ア及びイの要件を異なる企業が満たす場合には、お見込みのとおりです。また、様式第4号についても同様に記載してください。

No.	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
20	第6号 [3/3]	6	添付書類	本施設（粗大ごみ処理施設）のプラント設備の設計・施工を行う者	「粗大ごみ処理施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること」とありますが、昨今の技術者の逼迫状況を鑑み、現時点で技術者を特定することは困難です。つきましては、配置可能性のある技術者についての書類を提出することによってよろしいでしょうか。なお、着工前に決定する監理技術者が、参加資格申請時点で提出した者と相違ある場合は、その際に必要書類を提出させて頂くことによろしいでしょうか。	No. 12の回答を参照してください。
21	第6号 [3/3]	6	添付書類	本施設の運営を行う者	「一般廃棄物処理施設の…2年間以上配置できることを証する書類」とありますが、昨今の人材の逼迫状況を鑑み、現時点で責任者を特定することは困難です。つきましては、配置可能性のある現場総括責任者についての書類を提出することによろしいでしょうか。なお、決定した現場総括責任者が、参加資格申請時点で提出した者と相違ある場合は、その際に必要書類を提出させて頂くことによろしいでしょうか。	No. 12の回答を参照してください。
22	第6号[3/3]	6		本施設（粗大ごみ処理施設）のプラント設備の設計・施工を行う者	「監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることを証明する書類（監理技術者資格の免状の写し等）」を添付することになっておりますが、免状の写し以外に必要な書類はございますでしょうか。	No. 17の回答を参照してください。
23	第7号			委任状（代表企業）	構成員・協力企業が連名・押印する内容になっておりますが、各構成員・協力企業につき1枚ずつ代表企業代表者へ委任する型式も可能とさせて頂いても宜しいでしょうか。	可とします。
24	第8号	—	—	委任状（代理人）	本事業への参加表明を代表企業の支店長等名で実施し、本様式の委任事項に記載の内容を支店長等が行う場合には、本様式の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	第8号			委任状（代理人）	構成員および協力企業は、委任状（代理人）の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	構成員、協力企業は委任状（代表企業）を提出することとします。構成員及び協力企業は委任状（代理人）の提出は不要です。
26	第9号-1～4	—	—	各業務を担当する者の要件を証明する書類	実績を証明する書類として契約書の写しを提出する場合は、発注者・契約者・日付・金額・工期等が記載されている部分を抜粋して添付することで足りるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	第9号-1			「入札説明書 第4章 2 (1) オ」に規定する焼却施設の建築物に係る建設工事实績	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。
28	第9号-2			「入札説明書 第4章 2 (2) ア (d)」に規定する焼却施設のプラント設備の設計・建設工事实績	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。

No.	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
29	第9号-3			「入札説明書 第4章 2 (2) イ (d)」に規定する粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・建設工事実績	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。
30	第9号-4			「入札説明書 第4章 2 (3) ア」に規定する焼却施設の運転管理業務実績	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。
31	第9号-5			「入札説明書 第4章 2 (3) イ」に規定する配置予定者の資格及び業務経験	「グループ名」とありますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。
32	第9号-5			配置予定者の資格及び業務経験	法令による資格（廃棄物処理施設技術管理者になりうる資格の有無）で、当該資格者を証する書類は写しを提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	第9号-5			配置予定者の資格及び業務経験	「配置予定者の所属」について、現在、従事している施設の名称を記載するとの理解で宜しいでしょうか。	配置予定者の所属する会社、部署等を記載してください。
34	第16号			呉市次期ごみ処理施設整備運営事業技術提案書	提案書様式にてより明瞭な提案書とするため、「A3判 1ページ」を「A4版 2ページ」で作成することもお認め頂けないでしょうか。	様式集のとおりとします。
35	第16号-1-3	—	—	実績	「地方公共団体」との記載がございます、国内の地方公共団体における実績という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	第16号-1-3			実績	提案様式に記載するプラント設備に係る設計・施工の実績については、「平成21年4月以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模100t/日以上かつ複数炉構成、PFI方式又はDBO方式の施設）のプラント設備に係る設計・施工の元請としての竣工実績。（震災等の仮設焼却施設は除く）なお、実績は、代表企業としての実績に限る」とし、記載する実績は最大2件となっていますが、本件の審査完了までに竣工する施設も含めてよろしいでしょうか。	平成21年4月以降に稼働し、入札提案書類の提出期限（令和7年3月6日（木）午後3時）までに竣工した施設を対象とします。 ただし、入札参加者の構成企業の要件での実績は、平成21年4月以降に稼働し、参加資格審査申請書類の提出期限（令和6年11月19日（火）午後3時）までに竣工した施設を対象とします。
37	第16号-1-3			実績	設計・施工業務の実績の表下の注釈について、「当該施設の運転管理を業務として受託している場合は、当該業務を受託していることが確認できる書類（契約書の写し等）及び施設の概要がわかるパンフレット等の写しを添付してください。」とありますが、表に示す設計・施工業務の実績が確認できる書類（契約書の写し等）及び施設の概要がわかるパンフレット等の写しを添付するものと理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
38	第16号-2-1 (別紙1)			水銀	運転基準値の記載項目がありますが、定期ベッチ計測のみを行う場合は、ダイオキシン類と同様に要監視基準値のみの記載とし、運転基準値は「－」としてもよろしいでしょうか。	可とします。
39	第16号-3	1	—		本様式に記載する売電量等の数値の算出にあたり、以下の条件をご提示いただけないでしょうか。 ①売電単価を算出するため、バイオマス比率をご教示願います。 ②外気温度をご教示願います。 ③周辺公共施設への温水供給に係る1時間当たりの熱量は、添付資料11_既存施設_電気使用量参考 (R4)に記載の熱回収量 (温水)「熱換算値」の年間合計値337GJおよび「場外給湯量」2,684m³を、365日、24時間で除した値にて算出するとの理解でよろしいでしょうか。 ④周辺公共施設への送電に係る消費電力は、添付資料11_既存施設_電気使用量参考 (R4)に記載の電力量「外部供給電力量」の年間合計値620,627kWhを、365日、24時間で除した値を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	①バイオマス比率は53.3%とします。なお、単価はバイオマス、非バイオマスともに12円/kW (税別)としてください。 ②気象庁ホームページを確認してください。 (30年平年値: 16.5℃) ③お見込みのとおりです。追加資料8 (2023年度の温室効果ガス排出量まとめ) も参照してください。 ④お見込みのとおりです。ただし、東部処理場については令和6年4月から新施設に切り替わっているため、添付資料11-2の受電電力量の回答を参照してください。また、追加資料8 (2023年度の温室効果ガス排出量まとめ) も参照してください。
40	第16号-3	1	—		本様式に記載する売電量等の数値を算出する焼却施設での処理対象量は、災害廃棄物を除いた60,650t/年という理解でよろしいでしょうか。	年間発電量の算定においてのみ、災害廃棄物量を除いた数値で算出してください。
41	第16号-3-1 (別紙1)			②売電単価、 ④用役内訳 (年間)	②売電単価及び④売電料金については、貴市範囲となるため、事業者では記載できません。「－」としてよろしいでしょうか。	各入札参加者にて記載してください。
42	第16号-3-1 (別紙3)			施設の稼働に伴う二酸化炭素排出量の計算	「外部へ熱供給」、「外部へ電気供給」の項目は、周辺公共施設 (電気: 環境施設課、環境業務課及び東部処理場、温水: 環境業務課は必須) への供給を含むと理解してよろしいでしょうか。また、上記周辺公共施設への供給量については、事業者側で任意に設定はできませんので、共通条件としていただけませんかでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、要求水準書の添付書類を参考に各入札参加者で想定してください。
43	第16号-3-2			エネルギーの利用計画	「本市が掲げる目標 (本市が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすること) を達成するための電力地産地消への取り組みをご提案すること」となっております。この目標を達成すべき電力量はどの程度かご教示頂けないでしょうか。また、貴市が調達されている施設毎の電力量をご提示頂けないでしょうか。	前段については、第3次呉市環境基本計画 (第5章 呉市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)) を確認してください。後段については、追加資料10を参照してください。
44	第16号-3	1	別紙2	注記	「売電原単位は設定したごみの熱量の区間で達成可能な数値を記載すること。数値は範囲設定ではなく、1つの固定の数値を記載すること。」とありますが、ごみの熱量を範囲設定とするため、範囲内で達成可能な数値、かつ1つの固定値を記載となると、範囲内下限値のごみの熱量時の売電原単位が該当することになるかと思いますが、このような理解でよろしいでしょうか。	範囲内での達成可能な売電原単位を記載してください。

No.	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
45	第16号-3	1	別紙3		年間ごみ処理量が事業者記入となっていますが、要求水準書P.10記載の計画ごみ量が本項目に該当するとの理解でよろしいでしょうか。 また、要求水準書P.10記載の「その他、処理が必要と考えられるもの及び量は事業者にて想定すること。」とありますので、追加で想定したものがある場合は、年間ごみ処理量を事業者にて提案するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、要求水準書のとおり約66,640t/年とします。
46	第16号-4(別紙)			地域貢献の内訳	〇〇工事発注と記載例がありますが、発注概要の記載のみで企業名(1次、2次等)の記載は必要ないものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	第16号-6-4			地元企業の活用、資機材の調達への協力、運転員雇用等	地域貢献金額の留意点※3にて「設計施工業務においては～、市内で生産される資機材の購入並びに呉市内での商品及びサービス(宿泊、飲食店の利用等)の購入を」とありますが、市内で生産される資機材の購入とは、呉市内に本社・本店を有する地元企業に限らず、工場等を有し、資機材の完成品を工場等から出荷するという理解でよろしいでしょうか。またその場合、工場等には、資機材の販売のみを行う商社等は含まないという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	第16号-6-4			地元企業の活用、資機材の調達への協力、運転員雇用等	地域貢献金額の留意点※3にて「設計施工業務においては～、市内で生産される資機材の購入並びに呉市内での商品及びサービス(宿泊、飲食店の利用等)の購入を」とありますが、呉市内での商品及びサービス(宿泊、飲食店の利用等)の購入とは、設計施工業務の従事者が、呉市内に本社・本店を有する地元企業に限らず、店舗での商品や宿泊などのサービスの購入することと理解しますが、例えば、事業内で実施する分析、測定、仮設工事に含まれるリース等もサービスの購入としてお認めいただけますでしょうか。	認めることとします。
49	第16号-6-4			地元企業の活用、資機材の調達への協力、運転員雇用等	運営・維持管理業務においては市内で生産される資機材の購入並びに呉市内での商品及びサービス(宿泊、飲食店の利用等)の購入は地元貢献金額の対象に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	含むこととします。
50	第16号-6-2(別紙4)				類似の様式が2通り(第16号-6-2(別紙4)、第16号-6-2(別紙4)(2))ありますが、両方とも提出すると理解してよろしいでしょうか。	誤記がありましたので、修正版をお示しします。
51	第16号-6-4	—	—	地元企業の活用	地元企業への発注予定額を算出する上で、本項目で示されている呉市内に本社本店を有する企業とは、本事業の入札公告時点(令和6年10月11日現在)に所在していることを条件とすると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
52	第16号-6-4	—	—	地元企業の活用	元請である代表企業（地元外企業）から、一次下請けである地元外企業Aと地元企業Bの甲型JVに発注し、さらに当該JVから二次下請けである地元企業Cへ発注を行う場合の算定式は図3に倣い、下記の計算方法でよろしいでしょうか。 ①「地元企業B」の地域貢献額 $\text{＝（甲型JV受注額} \times \text{地元企業Bの甲型JV出資比率）}$ $\text{－（地元外企業への発注額} \times \text{地元企業BのJV出資比率）}$ ②「地元企業C」の地域貢献額 $\text{＝地元企業Cへの発注額} \times \text{（100％－地元企業BのJV出資比率）}$ 	①お見込みのとおりです。 ②二次下請け以降の下請けが存在しない、もしくは三次下請けが地元企業のみのお見込みのとおりですが、三次下請けに地元外企業が存在する場合は、算出した地元貢献金額から三次下請けの地元外企業への発注額を除いた金額が対象となります。（三次下請け以降も同様）
53	第16号-6-4	—	—	地元企業の活用	地元発注額の算定となる範囲について図1、図2、図3に例示頂いている通り、二次下請けまでとの理解でよろしいでしょうか。	図1から図3はあくまでも例示であり、地元発注額の算定となる範囲に制限は設けておりません。
54	第16号-6-4	—	—	地元雇用	地元雇用については、雇用率ではなく雇用金額を評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	落札者決定基準のとおりです。
55	第16号-6-4	—	—	地元雇用	地元企業への発注予定額の算出方法においては商社または商社行為を含めないものと考えてよろしいでしょうか。 （例えば、設計・製造・施工・管理等に関与していない機器等の仲介のみを行う行為は実態の無い業務であるため、地元企業への発注金額に計上することはできないものと考えてよろしいでしょうか。）	お見込みのとおりです。 地元貢献金額は、仲介のみを行う商社または商社行為を除いて提案してください。

No.	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
56	第16号-6-4 (別紙1)			地域貢献の内訳	地元企業への発注金額の記載を求められておりますが、入札時点において具体的な発注先企業・金額を確定できていない業種が多数を占めます。つきましては、企業名については記載せず業種と金額の記載でお認めいただけませんか。入札時点で本様式により地域貢献額の提案金額が確定されていることで、事業者の地域への貢献に関する評価は可能であると思料します。 また、地元貢献金額の算定例は、二次下請けまでとなっていますが、発注金額として計上できるものは二次下請けまでとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、提案を可とします。 後段については、No. 53の回答を参照してください。
57	第16号-6-4 (別紙1)			地域貢献の内訳	「地元人材とは、呉市内に住所を有する者」となっていますが、個人情報保護の観点から住民票を提出することは難しい場合があります。そのため、地元人材の証明のための提出書類は、住民票以外に公共料金の支払いの写し等、受注後に事業者と貴市が協議し定めるものとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
58	第16号-6-4 (別紙1)			地域貢献の内訳	記載する金額は税抜金額でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	第16号-6-4 (別紙1)			地域貢献の内訳	設計施工業務における市内で生産される資機材の購入も計上できるとありますが、資材納入発注などの売買契約の商流も含めた計上としてお認めいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	資材納入発注などの売買契約の商流は含めないものとします。
60	第16号-6-4 (別紙1)			※5	「賃金（平均年収）は、法定福利費等を除いた金額とすること。」とありますが、運営期間における賃金の確認方法はどのようにお考えでしょうか。	運営開始までに受注者と協議することとします。

5 基本協定書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	条文名	質問の内容	質問の内容
1	2	第3条	第7項		運営事業者の設立	本項でいう担保権とは、譲渡担保の意味で理解してよろしいでしょうか。また、被担保債権は何になるご想定でしょうか。	本項に基づき担保権を設定する場合は、質権を想定していますが、詳細は、落札者との協議により決定します。
2	3	第6条	第1項		違約金及び賠償金	落札者が基本協定第5条第1号、第2号及び第4号に定める事由に該当した場合で、当該事由への帰責性の有無が落札者を構成する当事者間で明らかな場合は、帰責性を有する当事者のみが共同連帯して（一社の場合は単独で）、本項の違約金の支払い義務を負うこととさせていただきますでしょうか。第6条第2項、第8条3項についても同様にお伺いいたします。	原文のとおりとします。 なお、落札者間での違約金の分担については指定していません。
3	4	第6条	第3項		違約金及び賠償金	落札者が本項に基づき違約金超過分に係る損害賠償義務を負う場合、帰責性の有無が落札者を構成する当事者間で明らかな場合は、帰責性を有する当事者のみが共同連帯して（一社の場合は単独で）、当該損害賠償義務を負うこととさせていただきますでしょうか。第8条第4項についても同様にお伺いいたします。	原文のとおりとします。 なお、落札者間での違約金の分担については指定していません。
4	5	10	3	(1)	秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	原文のとおりとしますが、必要に応じて落札者決定後の契約協議の中で協議を行います。
5	5	10	4	—	秘密保持	民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、民間事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとさせていただきますようお願いいたします。	法令その他市の諸規程に基づく必要な措置であるため、原文のとおりとします。 ただし、取扱いについては、必要に応じて落札者決定後の契約協議の中で協議を行います。

6 基本契約書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	条文名	質問の内容	回答
1	1	4	1	—	入札説明書等の優先順位	本基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約に対する質疑の回答において、これらの図書の記載と異なる解釈が示された場合、質問回答書に記載の内容が優先するものと理解して宜しいでしょうか。	事業契約締結時には、質問回答書で確認した内容を反映した契約書を作成しますので、入札説明書等の優先順位は、原文のとおりとします。
2	6	第20条	第3項		契約の不成立	受注者が本項に基づき違約金の支払い義務を負う場合、帰責性の有無が受注者を構成する当事者間で明らかな場合は、帰責性を有する当事者のみが共同連帯して（一社の場合は単独で）、当該違約金支払い義務を負うこととさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、受注者間での違約金の分担については指定していません。
3			4.	(1)、 (2)	契約保証金	契約保証金につき、それぞれ「請負代金額の10分の1以上に相当する金額」「契約金額の総額を20で除した額の10分の1以上に相当する金額」とありますが、呉市契約規則第36条各号の定めに従い、履行保証保険契約や工事履行保証契約等による対応をお認めいただけますでしょうか。建設工事請負契約および運営業務委託契約ではお認めいただける記載がありますが、本基本契約が解釈の最優先とされているため、ご教示願います。	契約保証金については、建設工事請負契約書及び運営業務委託契約書に基づき対応します。
4	6	第20条	第4項		契約の不成立	受注者が本項に基づき損害賠償義務を負う場合、帰責性の有無が受注者を構成する当事者間で明らかな場合は、帰責性を有する当事者のみが共同連帯して（一社の場合は単独で）、当該損害賠償義務を負うこととさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、当事者間での違約金の分担については指定していません。
5	7	22	3	(1)	秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	基本協定書（案）に対する質問への回答No. 4を参照してください。
6	7	22	4		秘密保持	民間事業者の秘密情報が公開された場合、民間事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、民間事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとさせていただきますようお願いいたします。	基本協定書（案）に対する質問への回答No. 5を参照してください。

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	条文名	質問の内容	回答
1	1	第1条	3	(4)	総則	本項記載の「不可抗力」には新型コロナのような伝染病の流行や第三者によるサイバー攻撃も含まれると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書に対する質問への回答No. 1を参照してください。
2	1	第1条	第3項	第4号	総則	ロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナ紛争等については、現時点で既に発生している事象ではあるものの、これらにより受注者及びその下請企業が受ける影響（原材料の不足・供給遅延、物品の供給・輸送又は個人の行動に対する制約等）については、すべてを予見し得るものではありません。従い、当該影響のうち、受注者が事業提案書の提出時点で予見し得なかったものは、不可抗力に該当すると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書に対する質問への回答No. 2を参照してください。
3	1	1	3	(4)	総則	不可抗力の定義について、「通常予見可能な範囲外のもの」とありますが、自然災害を事前に具体的に予見することは不可能であるため、契約の時点で具体的に予見していて然るべきであったという特別な事情がない限り、自然災害に関しては不可抗力に該当するという理解で宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、発生した事象の規模、影響、予見可能性、回避可能性等の状況に応じて、当該事象が不可抗力に該当するかを個別に判断します。
4	1	1	4	—	総則	基本契約及び本約款に対する質疑の回答において、これらの図書の記載と異なる解釈が示された場合、質問回答書に記載の内容が優先するものと理解して宜しいでしょうか。	基本契約書（案）に対する質問への回答No. 1を参照してください。
5	3	第4条	第1項		契約の保証	契約保証にあたっては、受注者の構成企業が複数となる場合、各構成企業による契約保証金または第2号ないし第5号に掲げる契約保証金に相当する保証を以て第2項の条件を満たすことも可という理解でよろしいでしょうか。	受注者の構成企業数に関わらず、契約保証は受注者が付す必要がありますので、各構成企業による契約保証は不可とします。
6	4	第5条の2	第2項、第7項		著作権の譲渡等	実施設計図書には、受注者における不正競争防止法に定める営業秘密に相当する情報も含まれていますので、第5条の2第2項以下の通り追記いただけますでしょうか。 「2 前項の定めにかかわらず、(中略)存続するものとする。ただし、発注者は受注者の競争上の地位を著しく害するおそれのある部分の図書を第三者に開示する場合は、事前に受注者と協議を行うものとする。(以下略)」	原文のとおりとしますが、必要に応じて協議します。
7	4	5条の2	2	(1) (2) (3)	著作権の譲渡等	実施設計図書には受注者の設計計算書、設計ノウハウ等が含まれており、そのような企業情報、秘密が公表又は第三者に開示された場合には、受注者の競争上地位が害される可能性があります。従いまして、実施設計図書を公表する場合及び第三者に開示する場合は、その対象について協議の上決定することとさせていただきますようお願いいたします。	No. 6の回答を参照してください。
8	4	5条の2	2	(3)	著作権の譲渡等	実施設計図書には受注者の設計計算書、設計ノウハウ等が含まれており、そのような企業情報、秘密を自由に改変することは、受注者の競争上地位が害される可能性があります。従いまして、実施設計図書を改変される場合は、改変する対象について、協議の上決定することとさせていただきますようお願いいたします。	必要に応じて協議します。

No.	頁	条	項	号	条文名	質問の内容	回答
9	5	第5条の2	第3項	第3号	著作権の譲渡等	工事の完成のためには、受注者の下請企業等にも実施設計図書を閲覧させる必要が生じます。ついては、本建設工事請負契約に基づく受注者の義務の履行のために必要な範囲に限っては、柱書に定める「あらかじめ発注者の承諾を得」なくてもよいものとしていただきますようお願いいたします。	原文のとおりとしますが、必要に応じて落札者決定後の契約協議の中で協議を行います。
10	8	第10条の4	第3項		事前調査	「要求水準書等に定める現地調査を受注者が十分に実施していない等、受注者の責により当該瑕疵が判明しなかった場合はこの限りではない」と記載がありますが、「要求水準書等に定める現地調査」とは要求水準書P. 24(3)に記載の「設計・施工上必要な調査」を指しているものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	8	10条の4	3	－	事前調査	「ただし、要求水準書等に定める現地調査を受注者が十分に実施していない等、受注者の責により当該瑕疵が判明しなかった場合は、この限りでない。」とありますが、受注後の調査により地中障害物等の瑕疵が判明したということは入札の前提条件が実態と合っていなかったと言えますので、これにより発生する追加費用及び損害については、発注者にご負担頂くのが合理的であると考えます。入札公告資料で示される情報と実態との間に相違があれば、これにより発生する追加費用及び損害は発注者にてご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に規定のとおり、発注者が提示した内容（要求水準書、添付資料及び追加提示資料を含む。）で不十分と判断される場合の追加調査は、受注者の業務範囲です。追加費用及び損害の負担は、当該瑕疵の内容や状況に加え、受注者の事前調査の実施状況も踏まえて判断しますので、提示資料及び受注者の事前調査による現状把握を十分に行ってください。
12	12	18	1	(1)	条件変更等	「要求水準書等の内容が一致しないこと」とは、要求水準書、入札説明書、質問回答書との間に矛盾又は齟齬があることとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	16	30条の2	2	－	法令の変更	法令変更は入札時に具体的に予見できず、受注者の支配が及ばないものですので、設計・施工業務に“直接関係する”か否かにかかわらず、発注者で費用を負担して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
14	17	第32条	第7項		検査及び引渡し	留置権や、同時履行の抗弁権は、貴市から受注者へ請負代金を適切にお支払いいただけることを担保する為のものであり、これらの権利を受注者が放棄することは、受注者の工事目的物の完成と発注者の請負代金の支払いという双務契約の公平性を崩すことと考えます。つきましては、本項は削除いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
15	20	第38条	第1項		部分払	「ただし、この請求は、（中略）[]回を超えることができない。」とありますが、[]回の回数は4回としてよろしいでしょうか。	部分払の請求の回数は、各年度1回以内の想定としてください。
16	23	第45条の2	1	－	性能保証責任	性能保証責任違反があった場合は、第58条で定める契約不適合責任が問われると理解してよろしいでしょうか。左記の通りでない場合、性能保証責任違反の追及期間をご教授頂きたいお願い致します。	要求水準書に規定する性能保証事項を満たしていない場合の建設事業者による対応は、お見込みのとおりです。

No.	頁	条	項	号	条文名	質問の内容	回答
17	23	45条の2	1	—	性能保証責任	本項は、要求水準書第2部第1章第6節性能保証に記載された受注者の義務を注意的に改めて規定した条項であるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	23	45条の2	2	—	性能保証責任	本項は、性能保証責任について共同企業体の各構成員が共同連帯責任を負うことを定めた条項であるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	27	第56条	第7項		発注者の損害賠償請求等	受注者が貴組合に対して負う責任・義務は、違約金の支払いに限定して頂きたくお願い致します。原案では違約金が設定されているにもかかわらず、当該違約金を超える損害額についても受注者が請求を受ける条件となっており、過大であると思慮致します。	原文のとおりとします。
20	28	第56条	7	—	発注者の損害賠償請求等	違約金を損害賠償額の予定としない規定がなされておりますが、本事業の規模や、損害賠償請求時の証明の負担等を勘案すると、発注者受注者双方にとって過大な条件かと存じます。については、本条項を削除いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
21	30	第64条			秘密保持	本建設工事請負契約の履行の目的において必要な限り、受注者につき守秘義務契約を締結した受注者の下請企業に開示する場合は、64条3項に基づき秘密情報の開示にあたって貴市の承諾を不要としていただけないでしょうか。	原文のとおりとしますが、必要に応じて落札者決定後の契約協議の中で協議を行います。
22	30	64	3	—	秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	基本協定書（案）に対する質問への回答No. 4を参照してください。
23	30	64	4	—	秘密保持	受注者の秘密情報が公開された場合、受注者の競争上の地位が害される恐れがありますので、受注者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとしていただきますようお願いいたします。	基本協定書（案）に対する質問への回答No. 5を参照してください。
24	31	第65条			仲裁	本項とは別に、第1条第16条に広島地裁を第一審の専属的合意管轄裁判所とする条件がありますが、発注者と受注者の間で紛争解決が必要となった場合、紛争解決手段は裁判と仲裁のどちらをご想定でしょうか。また、仲裁をご想定の場合、仲裁合意書の案をお示しいただけますでしょうか。	紛争解決手段は、仲裁を優先します。 仲裁合意書の案は、落札者に提示します。
25	31	第67条	2	—	地域経済への貢献金額に係る提案の未達成	第11条第2項の規定による報告は、履行期間中各年度終了時に行うものとされておりますが、第67条第2項に定める達成・未達成の判断は、単年度ではなく建設工事請負契約完了年度までの通算でなされるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8 運營業務委託契約書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	条文名	質問の内容	回答
1	1	1	1		総則	基本契約及び本約款に対する質疑の回答において、これらの図書の記載と異なる解釈が示された場合、質問回答書に記載の内容が優先するものと理解して宜しいでしょうか。	基本契約書（案）に対する質問への回答No. 1を参照してください。
2	1	第1条	5	3	総則	本契約記載の「不可抗力」には新型コロナのような伝染病の流行や第三者によるサイバー攻撃も含まれると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書に対する質問への回答No. 1を参照してください。
3	1	第1条	第5項	第3号	総則	ロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナ紛争等については、現時点で既に発生している事象ではあるものの、これらにより受注者及びその下請企業が受ける影響（原材料の不足・供給遅延、物品の供給・輸送又は個人の行動に対する制約等）については、すべてを予見し得るものではありません。従い、当該影響のうち、受注者が事業提案書の提出時点で予見し得なかったものは、不可抗力に該当すると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書に対する質問への回答No. 2を参照してください。
4	1	1	5	(3)	総則	不可抗力の定義について、「通常予見可能な範囲外のもの」とありますが、自然災害を事前に具体的に予見することは不可能であるため、契約の時点で具体的に予見していて然るべきであったという特別な事情がない限り、自然災害に関しては不可抗力に該当するという理解で宜しいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に対する質問への回答No. 3を参照してください。
5	2	第4条	第1項		契約の保証	契約保証にあたっては、受注者の構成企業が複数となる場合、各構成企業による第1号ないし第3号に掲げる契約保証金に相当する保証を以て第2項の条件を満たすことも可という理解でよろしいでしょうか。	受注者の構成企業数に関わらず、契約保証は受注者が付す必要がありますので、各構成企業による契約保証は不可とします。
6	3	第5条	7	—	業務遂行	本業務に関する周辺住民からの苦情については受注者が対応するものとされておりますが、入札説明書別紙記載のとおり、本施設の設置そのものに対する苦情など、本施設の設置計画に起因する苦情については「本業務に関する周辺住民からの苦情」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	本施設の設置そのものに対する苦情については、市による対応が基本となりますが、運営事業者に対して上記の苦情があった場合は適切に対応し、市に報告のうえ、市の対応に協力してください。
7	3	5	7		業務遂行	住民協定を締結している場合、その内容を事前にご教示頂けないでしょうか。	現時点では、住民協定は締結していません。
8	4	第10条	第2項		一括再委任等の禁止	本号における「運転管理業務における運搬業務」とは、要求水準書第1章第2節2.2「(6)搬出管理業務」に記載されている粗大ごみ処理施設に搬入された有害ごみ・危険ごみ（リチウムイオン電池、未処理のスプレー缶等）を本施設内から呉市資源化施設に運搬する業務、及び、本施設にやむを得ず持ち込まれた搬入不適物を本施設内から呉市一般廃棄物最終処分場に運搬する業務のことを指すのでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	条	項	号	条文名	質問の内容	回答
9	5	10	4		一括再委任等の禁止	「当該委任又は請負に係る契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。）その他の必要な事項の説明を求めることができる。」とありますが、内容によっては営業秘密に該当するものもありますので、開示する内容については都度協議とさせていただきますようお願いいたします。	発注者として確認が必要な内容については、本規定に基づき説明を求めます。
10	8	第23条	5	—	搬入不適物に係る取扱い	「搬入不適物の混入を原因として、プラント設備に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために追加費用が発生した場合」において、受注者に帰責性がない場合は、当該追加費用を受注者は負担しないと理解してよろしいでしょうか。	受注者に帰責性がないと発注者が認めた場合は、お見込みのとおりです。
11	11	第33条	第1項		性能未達期間中に生じる費用の負担	「監視強化」とは、第29条第1項に定める場合に該当する事態が生じている状況を指すのでしょうか。	監視強化は、第29条第1項に定める場合に該当する事態に限りません。
12	11	第33条	第3項		性能未達期間中に生じる費用の負担	「処理困難物」とは定義語である「処理不適物」のことでしょうか。	お見込みのとおりです。 事業契約締結時に運營業務委託契約書を訂正します。
13	11	第35条	第3項		臨機の措置	本項における「発注者が異常事態の改善又は復旧が困難であると合理的に判断する場合」において、当該異常事態の原因及び帰責者はケースバイケースだと思料いたしますが、本項に基づき本運營業務委託契約が解除された場合、履行済みの本業務に対応する未払いの運營業務委託料は貴市から受注者へお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、臨機の措置に要した費用については、第35条第5項に基づきます。
14	12	37	2		ごみ質	「受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したときは、」とありますが、受注者の説明が合理的と客観的に認められる場合は、ご同意いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	当該事象発生時の状況等を踏まえての判断となります。
15	15	47	2		本事業終了時の取扱い	「受注者は、発注者の要請に応じて、必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。」について、情報及び資料には営業秘密が含まれると考えられますので、提供を行うものは、事前に協議した上で決定することとしていただきますようお願いいたします。	必要に応じて協議します。
16	16	第48条	6	—	本事業終了時の引渡し条件	本条項の「本施設に関して受注者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書等の未達成が発生した場合」とは、第2項の「適切な点検、補修等を行いながら使用」したにもかかわらず、要求水準書等の未達成が発生した場合をいうと理解してよろしいでしょうか。	発生した未達成が受注者の責めに帰すべき事由に該当するかどうかは、当該未達成の内容や状況等に応じて、個別に判断します。

No.	頁	条	項	号	条文名	質問の内容	回答
17	20	第60条	6	—	発注者の損害賠償請求等	違約金を損害賠償額の予定としない規定がなされておりますが、本事業の規模や、損害賠償請求時の証明の負担等を勘案すると、発注者受注者双方にとって過大な条件かと存じます。ついては、本条項を削除いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
18	22	68	3		秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂けないでしょうか。	基本協定書（案）に対する質問への回答No. 4を参照してください。
19	22	68	4		秘密保持	受注者の秘密情報が公開された場合、受注者の競争上の地位が害される恐れがありますので、受注者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとさせていただきますようお願いします。	基本協定書（案）に対する質問への回答No. 5を参照してください。